

足立区教育委員会会議録

会議名	平成26年第1回足立区教育委員会定例会					
開会月日	平成26年1月9日(木)	場所	教育委員会室			
会議時間	(開会)午前・午後 3時00分		~	(閉会)午前・午後 3時50分		
休憩時間	(休憩)午前・午後 時 分		~	(再会)午前・午後 時 分		
委員 の 出席	委員長	小川 正人	出席	委員	花岡 恵三	出席
	委員	桑原 勉	出席	委員	小川 清美	欠席
	教育長	青木 光夫	出席	出席委員4名、欠席委員1名		
出席 議員 の 説 明	鈴木 一夫	教育次長	出席	三橋 雄彦	子ども家庭部長	出席
	石居 聡	学校教育部長	出席	永井 章子	子ども家庭課長	出席
	荒井 広幸	教育政策課長	出席	鳥山 高章	保育計画課長	出席
	絵野沢秀雄	学校適正配置担当課長	出席	荻原 貞二	保育課長	出席
	高橋 秀幸	学校支援課長	出席	大谷 博信	青少年課長	出席
	下河邊純子	放課後子ども教室担当課長	出席	境 博義	こども支援センターげんき所長	出席
	稲本 望	学校施設課長	出席	浅見 信昭	学力定着推進担当課長	出席
	山田美砂緒	学校改築担当課長	出席	市川 保夫	幼児プロジェクト推進担当課長	出席
	山中 寛	学校改築担当課長	出席	日比谷松夫	生涯学習振興公社事務局長	出席
	望月 義実	学務課長 おいしい給食担当課長	出席	井元 浩平	地域のちから推進部長	出席
	宮澤 一則	教育指導室長	出席	松野 美幸	地域文化課長	出席
山崎 宏	教職員課長	出席				
書記	山崎 弘孝	庶務係長	楠山 慶之	庶務係主査	矢神 功義	教育政策担当係長
	依田 慶子	教育政策担当係長	秋元 康裕	教育政策担当係長		
傍聴者	1名					
会議に付した議題	別紙、会議次第の通り。					

平成26年1月9日

足立区教育委員会

午後 3 時 0 0 分開会

委員長 定刻になりましたので、ただいまから平成 26 年第 1 回の足立区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席委員数は定足数ですので、会議は成立しています。

委員長 初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名には、桑原委員、青木委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

委員長 それでは審議に入りますが、きょうの第 1 号議案から第 5 号議案は、前回の定例会で報告していただき、また意見交換をした区の施設使用料の見直しに伴う教育委員会関係諸施設の使用料の改定について条例を改定するものですので、まずその点はご了解いただいて、これから議題に入っていきたいと思えます。

では、日程第 1、第 1 号議案を議題といたします。

庶務係長。

庶務係長 日程第 1、第 1 号議案、足立区立校外施設条例の一部を改正する条例の進達について。

以上。

委員長 この第 1 号議案については、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

学校教育部長 お手元の資料の 2 ページをお願いいたします。第 1 号議案の説明資料でございます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

1、制定の理由でございますが、先ほど委員長からお話がありましたが、「足立区第二次経営改革プラン」で平成 12 年度から見直しを行っております施設使用料について、「昨年 11 月」に全庁的な基準のもとに見直しの検討会を行いました。

これに伴いまして、校外施設についても使用料を改定するという事になったわけでございます。

2、主な内容でございますが、別表 1 と別表 2、3 ページの横になりますが記載してございます。

まず、(1)別表 1、一泊当たりの宿泊施設料でございますが、これを大人の場合「1,500 円」から「1,650」円に、子どもは「700 円」から「750 円」に変更するというものでございます。

また、(2)別表 2 のほうは、スポーツ施設の使用についてでございますが、それぞれ体育館の利用、テニスコートの利用等につきまして、やはり 10% 程度の料金の変更を行うというものでございます。詳細につきましては、3 ページをごらんいただければと思えます。

3、施行年月日でございますが、本年の 10 月 1 日から施行をしたいというふうに考えてございます。

また、今後の方針でございますが、新たな料金体系につきましては、ホームページ等を活用して周知していく予定でございます。

本案の議決後につきまして、区長のほうに進達をしたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

今、学校教育部長から説明がありましたので、これより本案の審議に入りたいと思えます。

この第 1 号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のほうからご発言ください。いかがでしょうか。

先ほどご説明がありましたように、これは区全体の見直しの基準に基づいて見直すというふうな趣旨でございますので、特に質問、意見はないですね。

(なし)

ありがとうございます。では、ないようでの

で意見なしと認め、これより第1号議案、足立区立校外施設条例の一部を改正する条例の進達についてを採択いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。ありがとうございます。

委員長 次に、日程第2、第2号議案を議題いたします。

庶務係長。

庶務係長 日程第2、第2号議案、足立区子ども未来創造館条例の一部を改正する条例の進達について。

以上。

委員長 この第2号議案については、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

子ども家庭部長 5ページ、第2号議案の説明資料に基づきまして説明させていただきます。

件名、所管部課名については記載のとおりでございます。

1番、改正理由につきましても、第1号議案と同様に施設使用料の見直しの流れの中で実施するものでございます。駐車場使用料につきましては、全区的に原則各施設の駐車場を有料化することと、当初30分の無料化を全て廃止という見直し方針がありますので、それに基づきまして当初30分の無料の見直しをするものでございます。

具体的な内容については2番でございますが、別表第3の「30分以内、無料」を削除し、「30分を超えた場合30分までごと、100円」といったものを「30分につき、100円」とします。

なお、端数のことがありますので、「また、」以降、備考において使用時間が30分未満のとき、または使用時間に30分未満の端数があるときは30分として計算することを明記するものでございます。

3番、施行年月日につきましては、平成26年10月1日からの施行でございます。

今後の方針でございますが、新たな料金体系については、ホームページ等を活用して周知していくものでございます。

私からの説明は、以上でございます。

委員長 今、説明がありましたので、本案の審議に入っていきたいと思っております。

この第2号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のほうからご発言をお願いいたします。これもよろしいでしょうか。

(なし)

では、特に意見がないようですので意見なしと認め、これより第2号議案、足立区子ども未来創造館条例の一部を改正する条例の進達についてを採択いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

委員長 次に、日程第3、第3号議案を議題いたします。

庶務係長。

庶務係長 日程第3、第3号議案、足立区子ども支援センターげんき条例の一部を改正する条例の進達について。

以上。

委員長 この第3号議案についても、三橋子ども

家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長、お願いいたします。

子ども家庭部長 8 ページ、第 3 号議案の説明資料に基づきまして説明させていただきます。

件名、所管部課名については記載のとおりでございます。

1 番、改正理由につきましても、使用料の見直しの流れの中で実施するものでございまして、統一的な原価計算等の負担割合等を含めて改正するものでございます。

具体的な改正内容については、2 番でございます。

こども支援センターげんきには研修室が 1 から 3 までございます。区分については、午前以降の 4 区分ありますので、それぞれトータル 12 区分の使用料がありますが、見直した結果、8 区分につきましては値下げ、3 区分につきましては値上げ、1 区分については同額といった改正内容でございます。

具体的には研修室 1・2 につきましては、全日の研修室 2 が同額で、それ以外は 100 円から 600 円の減額となります。研修室 3 につきましては、午前中が減額、午後・夜間が 100 円の増額、で、全日が 800 円の増額という改正内容でございます。

3 番、施行年月日につきましては、平成 26 年 10 月 1 日からの施行でございます。

今後の方針については、新たな料金体系について、ホームページ等を活用して周知していくものでございます。

説明については、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

今、説明がありましたので、本案の審議に入ります。

第 3 号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のほうからご発言をお願いします。

いかがでしょうか。

なければ、私のほうから確認ですが、この後の議案ですが、足立区の地域学習センター条例の一部を改正する条例の対照表を見ると、こちらのほうは全日施設の一括貸し出しというか、それにかかわる使用料というのはそういう実態がないということで削除になっているのですが、このげんき条例の一部の改正を見ますと、全日使用の項目がありますね。

これについて確認ですが、こども支援センターげんきにかかわる施設については、この全日使用というふうな使用の実態というか、実績というものはあるのですか。

げんき所長、よろしく申し上げます。

こども支援センターげんき所長 実際には、ほとんどございません。庁内で貸し出す場合には無料貸し出しでやっておりますが、有料の土日の貸し出しでこの全日というものを利用している団体はありません。

委員長 はい、わかりました。

ほかはいかがでしょう。特にございませんか。

(なし)

では、ないようですので意見なしと認め、これより第 3 号議案、足立区こども支援センターげんき条例の一部を改正する条例の進達についてを採択いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

委員長 次に、日程第 4、第 4 号議案を議題といたします。

庶務係長、お願いします。

庶務係長 日程第4、第4号議案、足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の進達について。

以上。

委員長 この第4号議案については、井元地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

推進部長、お願いいたします。

地域のちから推進部長 では、第4号議案でございます。資料12ページをおあけください。

件名は、表記のとおりでございます。

2、改正の理由につきましても、第3号議案と同様でございます。

3、改正内容につきましては、別表1の13ページのアンダーラインを引いてあるところが変更になった部分でございます。

(1)全日の使用区分を廃止しております。これにつきまして利用自体はないということと、それから、なるべく多くの方にこの館を利用していただきたいということで、今回全日の使用区分を廃止したものでございます。

(2)あわせまして、駐車場の使用料も別表2に示しておりますが、15ページに示してございますが改正をしているところでございます。

4、施行年月日につきましては、平成26年10月1日を予定しているところでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

今、説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第4号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のほうからご発言をお願いいたします。これもよろしいですね。

(なし)

特に意見はないようですので意見なしと認め、これより第4号議案、足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の進達についてを採択い

たします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

委員長 続けて、日程第5、第5号議案を議題といたします。

庶務係長、お願いいたします。

庶務係長 日程第5、第5号議案、足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例の進達について。

以上。

委員長 この第5号議案についても、井元地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

推進部長、お願いします。

地域のちから推進部長 第5号議案でございます。19ページをおあけください。

件名は表記のとおりでございます。2の改正理由も先ほどと同様でございます。

3、改正内容につきましても先ほどと同様でございます。

(1)別表1、変更のあるところは、21ページにアンダーラインを引いてあるところが変更点でございます。やはり全日の使用区分を廃止してございます。

(2)同様に駐車場使用料につきましても、別表に定めるとおり改正をするというものでございます。

今後ですが、施行年月日につきましては、平成26年10月1日を予定してございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

今、説明がありましたので、また本案の審議に入っていきたいと思えます。

第5号議案について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

これも他の条例の進達に関してと同じように、今までの区の全体の基準に準拠して関連施設の使用料を見直すというような趣旨でございますので、特にご質問、ご意見はないということによろしいでしょうか。

(なし)

それでは、意見なしと認め、これより第5号議案、足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例の進達についてを採択いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

委員長 それでは次に、日程第6、第6号議案を議題といたします。

庶務係長、お願いいたします。

庶務係長 日程第6、第6号議案、足立区教育財産の用途廃止の承認について。

以上。

委員長 この第6号議案については、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

学校教育部長 件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

1、提案理由でございますが、伊興小学校の改築工事並びに山中湖林間学園と新田小学校を解体する、これに伴って教育財産の用途廃止をする必要があるためご提案するものでございます。

2、用途廃止する財産及び用途廃止日でございます。

(1)といたしまして、伊興小学校でございます。

所在地は記載のとおりでございます。表にお示ししましたとおり、建物、工作物、立木等、表に記載のとおり数量、価格でございます。用途廃止日を平成26年1月10日としたいと思っております。

(2)山中湖林間学園でございます。26ページになります。

建物と工作物でございます。用途廃止日については同日でございます。

(3)新田小学校でございます。

所在地は記載のとおり、こちらも建物と工作物、それから立木ということでございます。こちらにつきましても用途廃止日は、平成26年1月10日ということをお願いしたいと考えてございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

今、説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第6号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のほうから発言をお願いいたします。ございますか。

花岡委員。

花岡委員 今、説明があった25ページの山中湖林間学園、これ解体は、いつのめどでやるんですか。

委員長 学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 実は、昨年の秋に1回工事をやらせていただきました。冬場が工事がやれないということで、第二期の工事で、また今年の春からやらせていただくというところでございます。当面、夏ぐらいをめどに終わるような予定でやらせてい

ただくというところでございます。

以上でございます。

委員長 花岡委員、よろしいでしょうか。

花岡委員 はい。

委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。ご質問、ご意見はございませんか。

これは学校の改築、また解体といったような、物理的な処理に伴う教育財産の用途廃止ということになりますので、よろしいでしょうか。

(なし)

では、特に意見がないというようなことで、これより第6号議案、足立区教育財産の用途廃止の承認についてを採択いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

委員長 次に、日程第7、受理番号1の陳情について、議題といたします。

庶務係長。

庶務係長 日程第7、受理番号1、教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める陳情。

以上。

委員長 この受理番号1の陳情については、平成25年第11回の定例会におきましてご審議いただき、継続審議となっている件です。その後、第11回のときに説明いただいた内容について変更などの動きがありましたら、関係所管より報告をお願いいたします。いかがでしょうか。

指導室長。

教育指導室長 特段の変化はございません。

委員長 はい、わかりました。

今、説明のとおり、変更点がないということで、本案は引き続き継続審議にしたいと思います。

それでは、継続審議とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員挙手ですので、本案は引き続きまた継続審議とすることに決定いたします。ありがとうございました。

これで、きょう準備しておりました議案、また受理番号1の件については終わります。

庶務係長 井元部長、松野課長につきましては、この後、会議がございますので、退席させていただいてよろしいでしょうか。

委員長 はい。ありがとうございます。

(井元部長、松野課長 退室)

委員長 それでは、報告事項に入っていきますと思います。

これまでどおり から がありますが、順次、報告を一括していただいて、その後に意見交換の時間を少しとりたいと思います。

それでは、報告事項 について、これは絵野沢学校適正配置担当課長よりお願いいたします。

担当課長、お願いします。

学校適正配置担当課長 それでは、お手元の資料の28ページ、29ページをごらんください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

まず初めに、鹿浜地区の適正規模・適正配置実施計画(案)についてでございます。

(1)としまして、この実施計画の正式決定についてでございます。

小学校、中学校、双方の第一回の統合地域協議会におきまして、この実施計画(案)を正式決定していくということについて了承を得られました

ので、昨年、平成25年12月18日付で区長決
済をいただきまして正式な決定とさせていただきます
ました。

本日、お手元に2冊ですが、適正規模・適正配
置実施計画というものを小学校用、そして中学校
用ということでお配りをさせていただいておりま
す。

内容的には8月の段階でお示した(案)の段
階とほぼ同じで、変わっているところは「実施計
画(案)」というように本文中記載のところの
「(案)」を全て取っているということ。それか
ら、表紙のところの日付が平成25年「8月」だ
ったものを「12月」にしたということ。

それから、目次を1枚開いていただきますと、
目次の右下に米印で記載をさせていただきました
が、これが加筆しているところでございます「平
成25年8月に作成した実施計画を12月に決定
したものです」という3行の加筆をさせていただ
いたところが8月の実施計画の(案)と異なっ
ているところでございます。

続きまして、(2)ですが、統合新校の校名募
集(小・中学校)についてでございます。

現在、ちょうど募集をかけているところござ
います。昨年の12月20日から今月の1月
22日まで募集期間を設定させていただいており
ます。

募集方法につきましては、今回の統合の対象に
なっている4校の児童生徒及び保護者の皆さんに
は、各応募用紙を学校を通じて個別配付をしてお
ります。また、卒業生や地域の皆さんには、町会、
自治会の回覧及び区のホームページで周知をして
いるところでございます。

応募方法につきましては、各学校には応募箱、
あと鹿浜区民事務所もそうですが、投票箱を置い
てそちらへ投票していただくか、あるいは私ども
学校適正配置担当課のほうにご提出をいただくと

というような形です。もう一つの方法としまして、
区のホームページに応募ページを設定してありま
す。こちらのほうから直接応募もできるように仕
組みをつくってございます。

(3)統合地域協議会ニュースの発行について
でございます。

現在、こちらの適正規模・適正配置について、
鹿浜地区の皆さんのほうに広くお知らせをするた
めに、統合地域協議会で話し合われた内容ですと
か、あるいは教育委員会で決定したことについて
統合地域協議会ニュースをつくりまして、地域に
回覧等でお配りして周知を図っているところござ
います。

続きまして、2、江北地区の適正規模・適正配
置実施計画(案)の進捗状況についてございま
す。

こちらは鹿浜地区と異なりまして、若干進捗が
違っているところございます。9月から10月
にかけて開催した説明会でいただいた意見、それ
に対する教育委員会の回答についての内容につい
て、(1)に記載のとおり「開かれた学校づくり
協議会」において、説明会の場を設定させていた
だきまして説明をさせていただきました。

なお、江北地区の町会・自治会長会議につい
ては、資料の回覧の依頼をしております。

(2)主な意見等についてでございますが、全
部で8項目頭出しをさせていただいております。
このうち6項目については、9月から10月にか
けて開催した説明会のときにいただいたご質問と
ほぼ同じような形になっております。

新たな意見としましては、下に2点あります。

一つ目については、地域の署名運動によって、
都営住宅建てかえによる空地に小学校、中学校を
持っていけるのではないかと。そちらに統合の種地
として使えるのではないかとということで、かなり
強くまたご意見をいただいたところでございます。

二つ目は、一番下の黒ぼちですが、今、学校別に説明会を行っているが、もし両校が統合して一緒になるのであれば、両校と一緒に会議を行うことがよいのではないかと比較的前向きなご意見等もいただいたところでございます。

今後の方針でございます。

鹿浜地区については、統合地域協議会において、引き続き統合に向けた課題を整理し、具体的な検討を進めていきたいと考えております。

また、江北地区につきましては、引き続き両校の関係者の意見を聞きながら、統合地域協議会の立ち上げに向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

私からは、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項 について、これは宮澤教育指導室長よりお願いいたします。

指導室長。

教育指導室長 それでは、資料の30ページをらんください。

学校事故報告について、平成25年度12月分でございます。

1、学校事故状況でございますが、管理下が4件（小学校3件、中学校1件）、管理外は2件（小学校1件、中学校1件）、合計6件というものでございます。

2、事故内容でございます。

（1）交通事故が3件ございました。

まず1件目のアは、自転車で塾へ行く途中、交差点で車両と衝突してしまったということです。軽い打撲です。

2件目のイ、こちらは自転車で帰宅途中、一時停止を怠って交差点に入ったところ、相手も一時停止を怠った車両なのですが、衝突し臀部を打撲したというものです。

ウ、こちらは青信号を横断途中、信号無視の自

転車と接触して、鼻のところをけがしたというものでございます。

（2）授業中の傷害・打撲等の事故でございますが、学芸会の練習のときに移動する際、柵を飛び越えようとして、つまずいて転んで右の膝下をけがしたというものです。

（3）の休憩時間、放課後等の傷害、打撲等の事故でございます。

まず、ア、掃除のとき床拭きしようとしたところ、隣の子どもとぶつかりまして、顔を床に打って前歯を欠損しました。

そして、イ、こちらは帰りの会が終わった後、教室でバランスを崩しまして、ガラスの扉に手について、割れたガラスでけがをしたというものでございます。

けがをした子どもたち全て、今現在は元気に登校しておるということです。

続きまして、3、各学校への事故防止の指導でございます。

まず、（1）交通事故防止につきまして、道路環境に応じた危険箇所、例えば信号のない横断歩道とか、そういったときの具体的な指導、そして家庭への注意喚起を促して未然防止に努めるというものでございます。

（2）授業中の傷害・打撲等の事故防止につきまして、こちらは指導の徹底を図りながら、子どもたちの行動の把握、そして危険行為の未然防止に努めてまいります。

そして、（3）休憩時間、放課後等における事故防止についてでございますが、やはりこれから寒くなるということで、校舎内外の過ごし方、特に施設内の環境整備、危険行為の未然防止ということに努めて事故防止を図ってまいります。

今後の方針でございます。

1、やはり交通事故がここ二、三カ月多くなっているというところで、再度、通学路の道路環境

の把握、そして横断歩道の渡り方など、この辺を繰り返し指導して交通事故の防止に努めてまいります。

あとは2の緊急時の指導ということですが、事件、事故というものが発生した段階で家庭からの連絡方法、これをさらに保護者にも周知をして連絡体制を再度確認していくというものでございます。

私からは、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

続いて、報告事項、
、
について、これは鳥山保育計画課長からお願いいたします。

保育計画課長、お願いいたします。

保育計画課長 32ページをお開きいただきたいと思います。

まず初めに、足立区待機児童解消アクションプランの進捗状況について(12月末現在)でございます。

前回の報告と変更があったところについてのみ、ご報告をさせていただきます。

まず、認証保育所でございます。扇地区が施設整備中となっております。これにつきましては、次の報告の中でご報告をさせていただきます。

続きまして、家庭福祉員です。第1期開業者のうち、1名、この1月に開業しております。整備定員が10人ということになりました。

それから、第2期、8名の方が認定をしております。開業等準備しておりますが、これについても後ほどの報告の中でご報告をいたします。

それから、第3期につきましては、現在3名の方が認定研修を受講中ということでございます。

続きまして、小規模保育室でございますが、これにつきましては3地域で募集をかけておりました、12月に締め切りました。各地域1事業者から提案をいただいているところでございます。どの事業者につきましても、既に小規模保育室を足

立区で運営されている事業者ということになってございます。

今後につきましては、今月中に事業者の認定をしていきたいというふうに考えております。そして、4月1日のオープンを目指していきたいというふうに考えております。

以上が、変更のあったところでございます。

達成率につきましては、41.3%まで上がってまいりました。前回に比べまして、20ポイントほど上がっております。

それから、2として、保育関連情報の提供等でございます。

これにつきましては、12月の中旬から、各駅のスタンドに認可外の保育施設の案内PR誌を配布してございます。9駅、それから1店舗、これは新田にございますスーパーマーケットに置かせていただいております。500部を今、設置してございます。

今後の方針でございますが、進捗管理をしっかり徹底していくことと、それからPRに努めていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、33ページ、認可保育園及び東京都認証保育所の新規開設時期の変更等についてでございます。

まず、1、認可保育園の開設時期変更内容でございます。

京成の千住大橋駅に今、三菱地所株式会社が商業施設を建設してございます。その中の3階に認可保育園を設置するという今進めておりますが、これにつきましてオープン準備の変更がございまして、

この4月1日にオープンということでこれまで目指してまいりましたが、三菱地所のほうから、4月1日のオープンは難しいというお話がありました。何回か交渉を重ねてきたところでございますが、最終的に4月中旬ということで、昨日、三

菱地所から4月21日のオープンということで報告がございました。ということで、オープンは4月21日でございますが、4月1日から21日までのオープンにつきましては、代替施設で対応を考えております。

(6) 代替予定施設のところでございますが、足立たちはな幼稚園、日ノ出町にございます幼稚園を活用させていただくということで、今準備を進めてございます。この幼稚園につきましては、3月いっぱいをもちまして閉園されるということございまして、その後を使わせていただくということで今進めてございます。

2、東京都認証保育所の開設時期変更内容でございます。

高野駅前こども園でございます。これについては、高野駅から5分程度のところにある施設でございます。これについても4月1日を開設ということで進めてまいりました。

しかしながら、建物の新築工事の際、地盤の調査をいたしましたところ、地盤が弱いということで地盤改良の工事が入ってしまいました。その関係で工事の全体スケジュールが延びまして、最終的には今年の10月ごろのオープンということになってございます。

今後の方針でございますが、認可園の開設時期の変更、それから代替施設の運営につきまして、入園希望者の方々への説明、周知を十分行ってまいりたいと考えております。また、認証保育所につきましては10月ということで、必ずオープンできるように進捗管理につきましては徹底してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、34ページ、家庭福祉員(保育ママ)の新規開業について(第2期開業分)でございます。

先ほども申し上げましたが、8名の方が認定をされました。そのうち2名の方が、この2月に開

設をする予定になってございます。また、2名の方が3月、残り1名の方が6月という形となっております。残り3名の方がいらっしゃいますが、この方々はグループ保育室をご希望ということで、開設時期については今のところ未定でございます。

私からは、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

次、報告事項 ですが、これについては資料の一部、受付件数、それについて一部数値の誤りがありました。机上に「差替版」があるかと思しますので、そちらのほうで説明をお願いしたいと思います。これについては、荻原保育課長からお願いいたします。

保育課長、お願いいたします。

保育課長 昨日、この認可保育園の平成26年4月入園申込み受付状況について確定値が出ました関係で、そちらの「差替版」で説明させていただきます。

保育園での申し込みにつきましては41件減の918件、それから福祉事務所の受付は45件減の512件、それに対しまして保育課での受付は70件増の1,372件、それに加えて10月から1月入所の申し込み待機者の分が60件増の982件となっております。

全申し込み件数は3,784件で、昨年より44件の増となっております。申し込み件数が増となったのは2年連続でございます。乳幼児人口は減少傾向にあるのに対し、保育需要は引き続き増加傾向となっております。

私のほうからは、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

では、報告事項最後になりますが、 について、境こども支援センターげんき所長よりお願いいたします。

げんき所長、お願いいたします。

こども支援センターげんき所長 では、資料の

36ページをお願いいたします。

私からは、小学校特別支援学級の新設について、ご説明させていただきたいと思います。

新設する小学校は新田小学校、新設する学級は固定制の知的障がい学級（1学級）でございます。区全体としましては、固定制の知的障がい学級の学級数は足りているところではございますが、新田地区は四方を河川に囲まれているという特性、それから今後毎年2名程度の入級児童が出現すると予想されることから、新田小学校のほうに固定制の知的特別障がい学級を新設することになりました。

児童数としては、入級予定が現在のところ3名の方がいらっしゃいます。教員2名ということで、開設期日としては平成26年4月1日を予定しております。

今後の方針でございます。

区議会に報告をさせていただくのと、それから教員の確保について東京都に要望するというところで、これは協議が済んでおります。区のホームページ等でお知らせをさせていただくとともに、2月を目途に新田地区においての地元説明会をさせていただく予定になっております。

私からは、以上です。

委員長 ありがとうございます。

ただいま報告事項 から、各関係所管から報告をいただきました。

これらについて、各委員からご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

桑原委員。

桑原委員 28ページの小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況についてなんです、2番の江北地区の適正規模・適正配置の実施計画ということで、確認をさせていただきたいと思います。

進捗が違っているという報告でしたが、遅れて

いるという認識でいいのかどうか一つと、あと江北小学校と高野小学校の統合なのですが、エリア的にも都営住宅建て替えによる空き地の活用というのが29ページの下から4つ目にありますが、この辺はどういうふうな回答をしたのかを確認させていただきたいなと思います。東京都と交渉するのかどうかというようなことを伺いたしたいと思います。

それともう一つは、意見ですが、29ページの一番下にありますが、統合地域協議会を先に立ち上げて、その中でいろいろな課題や何かを解決する進め方のほうがいいような気がするんですが、どうでしょうか。

委員長 3点ほどご質問がありましたが、いかがでしょうか。

担当課長、お願いいたします。

学校適正配置担当課長 まず、一点目の江北地区の進捗状況の関係でございますが、統合を予定している年次が鹿浜地区小中学校は平成27年度、28年度ということになっているのに対して、江北地区は29年度、30年度ということで、鹿浜地区よりもスケジュール的にはゆとりがあるといえますか、後期の部分になっておりますので、実施計画の中でイメージとしては鹿浜地区のほうが先行して進めなくてはいけないという部分があり、このずれといえますか、進捗の差が出てきているかと思えます。決して江北地区のほうが遅れているというような感触は持っておりません。

二点目ですが、エリアデザイン、これは上沼田都住の建て替えにより空地ができるのですが、その活用ということで説明会の中では9月、10月もそうでしたが、ご質問等をいただきました。こちらは私どもの政策経営部が所管になって、まちづくりの拠点になるような活用をしたいというお話をいただいております、学校の適正配置の関係においては従来どおり、例えば2校を統合

する場合は1校の敷地に新しい学校を建てるような方針で取り組んでもらいたいというようなことを、私どもの政策経営部から話をいただいているところでございます。

三点目は、ご意見としていただいているところでございますが、私どもとしましては、統合地域協議会というのはあくまで統合に向けて前向きに取り組んでいく話し合いの場というようなことを考えております。この「開かれた学校づくり協議会」の説明会の中でもお話があったのですが、まだまだ江北地区については、もろ手を挙げて統合賛成というような雰囲気にはなっていないということで、さまざまな課題、統合に向けて課題をまず整理すべきではないかというお話をいただいています。両校のメンバーと一緒に集まって会議を開いて、課題を解決することに取り組んでどうかというようなご意見をいただいたところでございます。

委員長 桑原委員、今のご説明に対して、また何かございますか。よろしいですか。

桑原委員 はい。

委員長 私のほうから確認ですが、今の二番目の質問ですが、都営住宅建てかえにより生ずるその空き地については、区全体としてまちの活力を上げるようなそういう方向で活用したいというふうな趣旨で、今、住民に説明をされたということですが、それに対して住民はなかなか納得しないで、その空き地を小中学校の新しい校舎建築に持っていきける可能性があれば、地域として署名運動を進めたいというふうな趣旨で、納得していただけない状況にあると理解してよろしいのですか。

担当課長。

学校適正配置担当課長 委員長のおっしゃるとおりで、こちらにつきましては、いわゆる3万7,000平米ほどの空地ができて、小中学校の今回の学校統合の種地にしてはどうかという

ようなお話を地域の方から再三いただいているところでございます。

今回エリアデザインということで、千住、綾瀬、六町、そして江北という4地区を政策経営部のほうで今、地域として選定をしております。江北は取り組みが若干遅いタイミングだというふうにお話も聞いておりますので、先ほどの繰り返しになりますが、エリアデザインの中で、学校の統合の種地としての活用は今のところ政策経営部でも考えていないということでございます。

こちらにあるとおり「開かれた学校づくり協議会」の中で、署名活動をすれば、そういう種地になるのかというようなお話の質問もいただきました。現状としては、私のほうでお示した実施計画で教育委員会としては取り組みをさせていただきたいということでご説明を差し上げているところではございます。

委員長 ありがとうございます。

桑原委員、よろしいですね。

桑原委員 はい。

委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

あと私のほうから教えてほしいことが一点あって、先ほどの報告事項ではなくて、教育委員会の情報・連絡の資料を見ていましたら、41ページに足立区の育英資金予約募集の応募状況について報告がありました。

これで見ますと、高校生、大学生を対象としているそれぞれの通常枠、特例枠で募集枠を満たしているものが高校の特例枠のみで、ほかの高校の通常枠、そして大学生の通常枠、特例枠ともに定員数に達していない状況で、これはどういうふうな理由なのでしょう。足立区は、なかなか条件の厳しい家庭が多いので、どういうふうに理解したらいいのか教えていただきたいと思います。

学務課長。

学務課長 これにつきましては、昨年度も実数としては今年と同じ合計で49件ということで、最近件数は年々減っているところでございます。理由としては、ほかの貸付制度の利用や、金融機関の貸付制度の金利が非常に安くて、なおかつ連帯保証人も要らないということがあります。足立区の場合ですと、面接をして審議会があって、そしてその後は連帯保証人も要するというので、そこから辺もこの件数の減の要因になっているというように認識しているところでございます。

以上でございます。

委員長 金融機関などと競争してまでこちらの応募件数を増加させるというようなことは、区としては考える必要がないとは思いますが、今までどおりの姿勢でいくのか、何らかの工夫は考えたいと思っているのか、どうでしょうか。

学務課長。

学務課長 できればこの制度を使っていただきたいと思っていますので、今も各学校にポスターを掲示したり、高校、大学にも送っているのですが、もう少し直接職員が宣伝活動を含めてやるようなことを、これから考えていきたいと思っていますところでございます。

委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

ほかになければ、これで報告事項を終了いたしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、平成26年第1回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございます。

午後3時50分閉会

平成 26 年 第 1 回
足立区教育委員会定例会

日 時 平成 26 年 1 月 9 日 木曜日 午後 3 時 00 分開議
会 場 足立区教育委員会室

1 議事日程		頁
日程第 1	第 1 号議案 足立区立校外施設条例の一部を改正する条例の進達について ...	1
日程第 2	第 2 号議案 足立区こども未来創造館条例の一部を改正する条例の進達について ...	4
日程第 3	第 3 号議案 足立区こども支援センターげんき条例の一部を改正する条例の進達について ...	7
日程第 4	第 4 号議案 足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の進達について ...	9
日程第 5	第 5 号議案 足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例の進達について ...	16
日程第 6	第 6 号議案 足立区教育財産の用途廃止の承認について ...	23
日程第 7	受理番号 1 教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める陳情	
2 報告事項		
足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について 《絵野沢 学校適正配置担当課長》 ...		28
学校事故報告について(平成 25 年 12 月分) 《宮澤 教育指導室長》 ...		30
足立区待機児童解消アクションプランの進捗状況について(12 月末現在) 《鳥山 保育計画課長》 ...		32
認可保育園及び東京都認証保育所の新規開設時期の変更等について 《鳥山 保育計画課長》 ...		33
家庭福祉員(保育ママ)の新規開業について(第 2 期開業分) 《鳥山 保育計画課長》 ...		34
認可保育園の平成 26 年 4 月入園申込受付状況について 《荻原 保育課長》 ...		35
小学校特別支援学級の新設について 《境 こども支援センターげんき所長》 ...		36
3 その他報告資料		
平成 25 年度足立区教育委員会児童・生徒褒賞受賞者・団体の決定について [教育政策課] ...		37

子ども元気基金活用事業「平成25年度 あだち子ども将棋大会」の開催について	[学校支援課]...39
第5回「あだち子ども百人一首大会」の開催について	[学校支援課]...40
平成26年度足立区育英資金予約募集の応募状況について	[学務課]...41
「保育のお仕事就職面接・相談会」の開催について	[保育計画課]...42
私立扇こころ保育園増改築工事について	[保育課]...43
行事实施結果・行事实施予定	[青少年課]...44
行事实施結果・実施予定	[生涯学習振興公社]...46

第 1 号議案

足立区立校外施設条例の一部を改正する条例の進達について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 1 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木 光夫

足立区立校外施設条例の一部を改正する条例

足立区立校外施設条例（昭和 39 年足立区条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 中「1, 500 円」を「1, 650 円」に、「700 円」を「750 円」に改める。

別表 2 中「2, 100 円」を「2, 300 円」に、「3, 200 円」を「3, 500 円」に、「1, 000 円」を「1, 100 円」に改める。

付則

- 1 この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

校外施設の使用料を改定する必要があるため、この条例案を提出いたします。

第 1 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 1 月 9 日

件 名	足立区立校外施設条例の一部を改正する条例の進達について
所 管 部 課 名	学校教育部 学校支援課
内 容	<p>1. 制定の理由</p> <p>平成 2 5 年 6 月に策定された「足立区第二次経営改革プラン」では、平成 1 2 年度の見直しを最後に据え置かれてきた施設使用料の見直しが位置づけられた。</p> <p>これを受け、本年 1 1 月に見直し検討会が全庁的な基準のもと使用料の見直しを行い、校外施設においても使用料改定が示されたため条例を改正する。</p> <p>2. 主な内容（詳細は、別紙新旧対照表のとおり）</p> <p>(1) 別表 1</p> <p>一泊あたりの宿泊施設使用について、大人の使用料を 1, 5 0 0 円から 1, 6 5 0 円に、子ども使用料を 7 0 0 円から 7 5 0 円に変更する。</p> <p>(2) 別表 2</p> <p>スポーツ施設の使用について、体育館の午前の使用料を 2, 1 0 0 円から 2, 3 0 0 円に、体育館の午後の使用料を 3, 2 0 0 円から 3, 5 0 0 円に、グラウンドの使用料を 1, 0 0 0 円から 1, 1 0 0 円に変更する。</p> <p>3. 施行年月日</p> <p>平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。</p> <p>本条例施行の際、既に使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例によるものとする。</p>
今 後 の 方 針	新たな料金体系について、ホームページ等を活用し周知していく。

足立区立校外施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
1 宿泊施設の使用料		1 宿泊施設の使用料	
区分	金額	区分	金額
大人	1人1泊につき <u>1,650円</u>	大人	1人1泊につき <u>1,500円</u>
子ども	1人1泊につき <u>750円</u>	子ども	1人1泊につき <u>700円</u>
備考		備考	
子どもとは、中学生以下の者をいう。ただし、2歳以下の者は無料とする。		子どもとは、中学生以下の者をいう。ただし、2歳以下の者は無料とする。	
2 スポーツ施設の使用料		2 スポーツ施設の使用料	
区分	単位	区分	単位
テニスコート	1面 1時間	テニスコート	1面 1時間
夜間照明施設使用料	1面 1時間	夜間照明施設使用料	1面 1時間
体育館	午前（午前9時から午後零時30分まで）	体育館	午前（午前9時から午後零時30分まで）
	午後（午後1時から午後5時まで）		午後（午後1時から午後5時まで）
グラウンド	1面 2時間	グラウンド	1面 2時間
備考		備考	
体育館及びグラウンドについては、宿泊者が使用する場合は、無料とする。		体育館及びグラウンドについては、宿泊者が使用する場合は、無料とする。	

第 2 号議案

足立区こども未来創造館条例の一部を改正する条例の進達について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 1 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区こども未来創造館条例の一部を改正する条例

足立区こども未来創造館条例（平成 24 年足立区条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 7 条関係）

駐車場使用料

単 位	使 用 料
30 分につき	100 円

備考

- 1 使用時間が 30 分未満のとき又は使用時間に 30 分未満の端数があるときは、30 分として計算する。
- 2 教育委員会又は指定管理者は、駐車できる自動車を制限することができる。

付 則

- 1 この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けているものの駐車場使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

駐車場使用料を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 2 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 1 月 9 日

件 名	足立区子ども未来創造館条例の一部を改正する条例の進達について
所管部課名	子ども家庭部 青少年課
内 容	<p>1 改正理由</p> <p>平成 2 5 年 6 月に策定された「足立区第二次経営改革プラン」では、平成 1 2 年度の見直しを最後に据え置かれてきた施設使用料を見直しする方向が示された。</p> <p>これを受け、平成 2 5 年 1 1 月に見直し検討会が駐車場使用料の見直しを行い、足立区子ども未来創造館においても駐車場使用料を改定することとなったため、条例を改正する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>駐車場使用料について、別表第 3 (第 7 条関係)で規定されている「3 0 分以内、無料」を削除し、「3 0 分を超えた場合 3 0 分までごと、1 0 0 円」を「3 0 分につき、1 0 0 円」に変更する。</p> <p>また、備考において、使用時間が 3 0 分未満のとき又は使用時間に 3 0 分未満の端数があるときは、3 0 分として計算することを明記する。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	新たな料金体系について、ホームページ等を活用し周知していく。

足立区こども未来創造館条例新旧対照表

改正前	改正後										
<p>別表第3（第7条関係） 駐車場使用料</p> <table border="1" data-bbox="172 389 1066 531"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 389 781 435">使用区分</th> <th data-bbox="781 389 1066 435">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 435 781 481">30分以内</td> <td data-bbox="781 435 1066 481">無料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 481 781 531">30分を超えた場合30分までごと</td> <td data-bbox="781 481 1066 531">100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 駐車できる自動車を制限することができる。</p>	使用区分	使用料	30分以内	無料	30分を超えた場合30分までごと	100円	<p>別表第3（第7条関係） 駐車場使用料</p> <table border="1" data-bbox="1171 389 2065 483"> <thead> <tr> <th data-bbox="1171 389 1780 435">単 位</th> <th data-bbox="1780 389 2065 435">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1171 435 1780 483">30分につき</td> <td data-bbox="1780 435 2065 483">100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p><u>1 使用時間が30分未満のとき又は使用時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。</u></p> <p><u>2 教育委員会又は指定管理者は、駐車できる自動車を制限することができる。</u></p>	単 位	使用料	30分につき	100円
使用区分	使用料										
30分以内	無料										
30分を超えた場合30分までごと	100円										
単 位	使用料										
30分につき	100円										

第 3 号 議 案

足立区こども支援センターげんき条例の一部を改正する
条例の進達について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 1 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木 光夫

足立区こども支援センターげんき条例の一部を改正する
条例

足立区こども支援センターげんき条例（平成 24 年足立区条例
第 47 号）の一部を次のように改正する。

別表研修室 1 の項中「1, 700 円」を「1, 600 円」に、
「2, 200 円」を「2, 000 円」に、「2, 700 円」を「2,
500 円」に、「6, 000 円」を「5, 400 円」に改め、同
表研修室 2 の項中「1, 700 円」を「1, 600 円」に、「2,
200 円」を「2, 100 円」に、「2, 700 円」を「2, 5
00 円」に改め、同表研修室 3 の項中「4, 500 円」を「4,
200 円」に、「5, 800 円」を「5, 900 円」に、「7, 0
00 円」を「7, 100 円」に、「1 万 5, 900 円」を「1 万
6, 700 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

こども支援センターげんきの使用料を改定する必要があるの
で、この条例案を提出いたします。

第 3 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 1 月 9 日

件 名	足立区こども支援センターげんき条例の一部を改正する条例の進達について																																																		
所 管 部 課 名	子ども家庭部 こども支援センターげんき																																																		
内 容	<p>1. 改正理由</p> <p>平成 2 5 年 6 月に策定された「足立区第二次経営改革プラン」では、平成 1 2 年度の見直しを最後に据え置かれてきた施設使用料の見直しする方向が示された。</p> <p>これを受け、本年 1 1 月に見直し検討会が全庁的な基準のもと使用料の見直しを行い、こども支援センターげんきにおいても使用料を改定することとなったため、条例を改正する。</p> <p>2. 訂正内容</p> <p>■別表（第 6 条関係）改定額（新）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">使用区分</th> <th style="width: 20%;">午前</th> <th style="width: 20%;">午後</th> <th style="width: 20%;">夜間</th> <th style="width: 25%;">全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">施設名</td> <td style="text-align: center;">午前 9 時～ 午後 零時30分</td> <td style="text-align: center;">午後 1 時～ 午後 5 時</td> <td style="text-align: center;">午後 5 時30分～ 午後 9 時30分</td> <td style="text-align: center;">午前 9 時～ 午後 9 時30分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">研修室 1</td> <td style="text-align: center;">1,600円</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> <td style="text-align: center;">2,500円</td> <td style="text-align: center;">5,400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">研修室 2</td> <td style="text-align: center;">1,600円</td> <td style="text-align: center;">2,100円</td> <td style="text-align: center;">2,500円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">研修室 3</td> <td style="text-align: center;">4,200円</td> <td style="text-align: center;">5,900円</td> <td style="text-align: center;">7,100円</td> <td style="text-align: center;">1万6,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、研修室 2 の全日使用のみ改定なし。</p> <p>■別表（第 6 条関係）現行額（旧）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">使用区分</th> <th style="width: 20%;">午前</th> <th style="width: 20%;">午後</th> <th style="width: 20%;">夜間</th> <th style="width: 25%;">全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">施設名</td> <td style="text-align: center;">午前 9 時～ 午後 零時30分</td> <td style="text-align: center;">午後 1 時～ 午後 5 時</td> <td style="text-align: center;">午後 5 時30分～ 午後 9 時30分</td> <td style="text-align: center;">午前 9 時～ 午後 9 時30分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">研修室 1</td> <td style="text-align: center;">1,700円</td> <td style="text-align: center;">2,200円</td> <td style="text-align: center;">2,700円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">研修室 2</td> <td style="text-align: center;">1,700円</td> <td style="text-align: center;">2,200円</td> <td style="text-align: center;">2,700円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">研修室 3</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> <td style="text-align: center;">5,800円</td> <td style="text-align: center;">7,000円</td> <td style="text-align: center;">1万5,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 施行年月日</p> <p>平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。</p> <p>本条例施行の際、既に使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例によるものとする。</p>	使用区分	午前	午後	夜間	全日	施設名	午前 9 時～ 午後 零時30分	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 5 時30分～ 午後 9 時30分	午前 9 時～ 午後 9 時30分	研修室 1	1,600円	2,000円	2,500円	5,400円	研修室 2	1,600円	2,100円	2,500円	6,000円	研修室 3	4,200円	5,900円	7,100円	1万6,700円	使用区分	午前	午後	夜間	全日	施設名	午前 9 時～ 午後 零時30分	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 5 時30分～ 午後 9 時30分	午前 9 時～ 午後 9 時30分	研修室 1	1,700円	2,200円	2,700円	6,000円	研修室 2	1,700円	2,200円	2,700円	6,000円	研修室 3	4,500円	5,800円	7,000円	1万5,900円
使用区分	午前	午後	夜間	全日																																															
施設名	午前 9 時～ 午後 零時30分	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 5 時30分～ 午後 9 時30分	午前 9 時～ 午後 9 時30分																																															
研修室 1	1,600円	2,000円	2,500円	5,400円																																															
研修室 2	1,600円	2,100円	2,500円	6,000円																																															
研修室 3	4,200円	5,900円	7,100円	1万6,700円																																															
使用区分	午前	午後	夜間	全日																																															
施設名	午前 9 時～ 午後 零時30分	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 5 時30分～ 午後 9 時30分	午前 9 時～ 午後 9 時30分																																															
研修室 1	1,700円	2,200円	2,700円	6,000円																																															
研修室 2	1,700円	2,200円	2,700円	6,000円																																															
研修室 3	4,500円	5,800円	7,000円	1万5,900円																																															
今 後 の 方 針	新たな料金体系について、ホームページ等を活用し周知していく。																																																		

第 4 号議案

足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の進達について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 1 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例

足立区生涯学習センター条例（平成 12 年足立区条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「別表第 2 に定める使用料」を「別表第 2 に定める額を限度として教育委員会規則で定める使用料」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

施設使用料

使用区分		午前	午後		夜間
施設名		午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時30分まで	午後6時から午後9時30分まで	
研修室1		3,100円	3,800円		4,500円
研修室2		1,600円	1,900円		2,300円
研修室3		1,600円	1,900円		2,300円
研修室4		1,600円	1,900円		2,300円
研修室5		1,600円	1,900円		2,300円
コンピュータ学習室		1時間・パソコン1台につき 大人200円 小中学生100円			
ビデオスタジオ		1時間 500円			
ビデオ編集室1					
ビデオ編集室2					
ビデオ編集室3		1時間 200円			
講堂	平日	6,300円	8,000円		9,600円
	土曜・日曜・休日	9,600円	1万1,900円		1万4,300円
講義室1		1,900円	2,400円		2,800円
講義室2		1,600円	1,900円		2,300円
講義室3		1,600円	1,900円		2,300円
コンピュータ研修室 (下段の金額は機器使用料)	午前	午後1	午後2	午後連続	夜間
	午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後6時まで	午後1時から午後6時まで	午後6時30分から午後9時30分まで
	1,700円 1万円	1,100円 6,500円	1,300円 7,500円	2,100円 1万3,000円	2,600円 1万円

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 2 付帯設備の使用料は、1件1回につき5,000円以内において教育委員会が定める額とする。
- 3 2以上の使用区分を引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

駐車場使用料

単 位	使 用 料
30分につき	200円

備考

- 1 使用時間が30分未満のとき又は使用時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。
- 2 教育委員会又は指定管理者は、駐車できる自動車を制限することができる。

付 則

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

生涯学習センターの使用料を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。

足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前					改正後				
<p>(使用料)</p> <p>第9条 第7条第1項に規定する使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める施設使用料及び規則で定める付帯設備使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 駐車場の使用者は、別表第2に定める使用料を自動車の出場時に納入しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。</p>					<p>(使用料)</p> <p>第9条 第7条第1項に規定する使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める施設使用料及び規則で定める付帯設備使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 駐車場の使用者は、別表第2に定める額を限度として教育委員会規則で定める使用料を自動車の出場時に納入しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。</p>				
別表第1（第9条関係）					別表第1（第9条関係）				
施設使用料					施設使用料				
使用区分	午前	午後	夜間	全日	使用区分	午前	午後	夜間	削除
施設名	午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時30分まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	施設名	午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時30分まで	午後6時から午後9時30分まで	削除
研修室1	3,400円	4,200円	5,000円	1万1,300円	研修室1	3,100円	3,800円	4,500円	削除
研修室2	1,700円	2,100円	2,500円	5,700円	研修室2	1,600円	1,900円	2,300円	削除
研修室3	1,700円	2,100円	2,500円	5,700円	研修室3	1,600円	1,900円	2,300円	削除
研修室4	1,700円	2,100円	2,500円	5,700円	研修室4	1,600円	1,900円	2,300円	削除
研修室5	1,700円	2,100円	2,500円	5,700円	研修室5	1,600円	1,900円	2,300円	削除
コンピュータ学習室	1時間・パソコン1台につき 大人200円 小中学生100円				コンピュータ学習室	1時間・パソコン1台につき 大人200円 小中学生100円			
ビデオスタジオ	1時間 500円				ビデオスタジオ	1時間 500円			

改正前							改正後								
ビデオ編集室 1															
ビデオ編集室 2															
ビデオ編集室 3		1時間 200円							1時間 200円						
講堂	平日	7,000円	8,800円	1万600円	2万3,800円		講堂	平日	6,300円	8,000円	9,600円	削除			
	土曜・日 曜・休日	1万600円	1万3,200円	1万5,800円	3万5,600円			土曜・日 曜・休日	9,600円	1万1,900円	1万4,300円	削除			
講義室 1		2,100円	2,600円	3,100円	7,100円		講義室 1		1,900円	2,400円	2,800円	削除			
講義室 2		1,700円	2,100円	2,500円	5,700円		講義室 2		1,600円	1,900円	2,300円	削除			
講義室 3		1,700円	2,100円	2,500円	5,700円		講義室 3		1,600円	1,900円	2,300円	削除			
コンピュータ 研修室 (下段の金額 は機器使用料)		午前	午後 1	午後 2	午後連続	夜間	全日	コンピュータ 研修室 (下段の金額 は機器使用料)		午前	午後 1	午後 2	午後連続	夜間	削除
		午前 9 時から	午後 1 時から	午後 3 時30分 から午後 6時まで	午後 1時 から午後 6時まで	午後 6 時30分 から午後 9時 30分ま で	午前 9 時から			午前 9 時から	午後 1 時から	午後 3時 30分から	午後 1時 から午後 6時まで	午後 6時 30分から	削除
		午後零 時30分 まで	午後 3 時まで				午後 9 時30分 まで			午後零 時30分 まで	午後 3 時まで			午後 9時 30分まで	
		1,800円 1万円	1,200円 6,500円	1,400円 7,500円	2,300円 1万 3,000円	2,800円 1万円	6,200円 3万円			1,700円 1万円	1,100円 6,500円	1,300円 7,500円	2,100円 1万 3,000円	2,600円 1万円	削除
備考							備考								
1 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。							1 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。								
2 付帯設備の使用料は、1件1回につき5,000円以内において教育委員会 が定める額とする。							2 付帯設備の使用料は、1件1回につき5,000円以内において教育委員 会が定める額とする。								
3 2以上の使用区分を引き続き使用する場合の中間時間については、 使用料を徴収しない。							3 2以上の使用区分を引き続き使用する場合の中間時間については、 使用料を徴収しない。								

改正前	改正後										
<p>別表第2（第9条関係）</p> <p>駐車場使用料</p> <table border="1" data-bbox="176 304 1061 443"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分以内</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>30分を超えた場合 30分までごと</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 駐車できる自動車を制限することができる。</p>	使用区分	使用料	30分以内	無料	30分を超えた場合 30分までごと	100円	<p>別表第2（第9条関係）</p> <p>駐車場使用料</p> <table border="1" data-bbox="1173 304 2080 399"> <thead> <tr> <th>単 位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分につき</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p><u>1 使用時間が30分未満のとき又は使用時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。</u></p> <p><u>2 教育委員会又は指定管理者は、駐車できる自動車を制限することができる。</u></p> <p>付則</p> <p><u>1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例による。</u></p>	単 位	使用料	30分につき	200円
使用区分	使用料										
30分以内	無料										
30分を超えた場合 30分までごと	100円										
単 位	使用料										
30分につき	200円										

第 5 号議案

足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例の進達について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 1 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例

足立区地域学習センター条例（平成 13 年足立区条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「別表第 2 に定める使用料」を「別表第 2 に定める額を限度として教育委員会規則で定める使用料」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

施設使用料

施設名		午前	午後	夜間	
		午前9時～午後 零時30分	午後1時～午後 5時	午後5時30分～ 午後9時30分	
学習室		2,300円	2,900円	3,600円	
教養室（和室）		2,300円	2,900円	3,600円	
工作室		2,300円	2,900円	3,600円	
料理室		4,000円	5,000円	6,100円	
音楽室		2,300円	2,900円	3,600円	
ホール （平日）	舞台付	5,600円	1万1,200円	1万6,800円	
ホール （土曜・ 日曜・休 日）		7,600円	1万4,400円	2万1,800円	
ホール	レク用	4,000円	5,300円	6,400円	
会議室		1,200円	1,500円	1,800円	
レクリエーショ ンホール		午前	午後1	午後2	夜間
		午前9時 ～午後零 時	午後零時30 分～午後3 時	午後3時30 分～午後6 時	午後6時30 分～午後9 時30分
		3,000円	3,800円	3,800円	4,500円

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 2 付帯設備の使用料は、1件1回につき5,000円以内において教育委員会が定める額とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

駐車場使用料

単 位	使用料
30分につき	200円

備考

- 1 使用時間が30分未満のとき又は使用時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。
- 2 教育委員会又は指定管理者は、駐車できる自動車を制限することができる。

付 則

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

地域学習センターの使用料を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。

足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前		改正後																																																																																									
<p>(使用料)</p> <p>第9条 第7条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める額を限度として施設面積に応じて教育委員会規則で定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 駐車場の使用者は、別表第2に定める使用料を自動車の出場時に納入しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。</p>		<p>(使用料)</p> <p>第9条 第7条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める額を限度として施設面積に応じて教育委員会規則で定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 駐車場の使用者は、別表第2に定める額を限度として教育委員会規則で定める使用料を自動車の出場時に納入しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。</p>																																																																																									
<p>別表第1（第9条関係）</p> <p>施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前9時～午後零時30分</th> <th>午後1時～午後5時</th> <th>午後5時30分～午後9時30分</th> <th>午前9時～午後9時30分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室</td> <td>2,300円</td> <td>2,900円</td> <td>3,600円</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>教養室（和室）</td> <td>2,300円</td> <td>2,900円</td> <td>3,600円</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>工作室</td> <td>2,300円</td> <td>2,900円</td> <td>3,600円</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>料理室</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,100円</td> <td>1万3,700円</td> </tr> <tr> <td>音楽室</td> <td>2,300円</td> <td>2,900円</td> <td>3,600円</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>ホール（平日）</td> <td>5,600円</td> <td>1万1,200円</td> <td>1万6,800円</td> <td>3万300円</td> </tr> <tr> <td>ホール（土曜・日曜・休日）</td> <td>7,600円</td> <td>1万4,400円</td> <td>2万1,800円</td> <td>3万9,300円</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	午前	午後	夜間	全日	午前9時～午後零時30分	午後1時～午後5時	午後5時30分～午後9時30分	午前9時～午後9時30分	学習室	2,300円	2,900円	3,600円	8,000円	教養室（和室）	2,300円	2,900円	3,600円	8,000円	工作室	2,300円	2,900円	3,600円	8,000円	料理室	4,000円	5,000円	6,100円	1万3,700円	音楽室	2,300円	2,900円	3,600円	8,000円	ホール（平日）	5,600円	1万1,200円	1万6,800円	3万300円	ホール（土曜・日曜・休日）	7,600円	1万4,400円	2万1,800円	3万9,300円	<p>別表第1（第9条関係）</p> <p>施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>削除</th> </tr> <tr> <th>午前9時～午後零時30分</th> <th>午後1時～午後5時</th> <th>午後5時30分～午後9時30分</th> <th>削除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室</td> <td>2,300円</td> <td>2,900円</td> <td>3,600円</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>教養室（和室）</td> <td>2,300円</td> <td>2,900円</td> <td>3,600円</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>工作室</td> <td>2,300円</td> <td>2,900円</td> <td>3,600円</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>料理室</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,100円</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>音楽室</td> <td>2,300円</td> <td>2,900円</td> <td>3,600円</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>ホール（平日）</td> <td>5,600円</td> <td>1万1,200円</td> <td>1万6,800円</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>ホール（土曜・日曜・休日）</td> <td>7,600円</td> <td>1万4,400円</td> <td>2万1,800円</td> <td>削除</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	午前	午後	夜間	削除	午前9時～午後零時30分	午後1時～午後5時	午後5時30分～午後9時30分	削除	学習室	2,300円	2,900円	3,600円	削除	教養室（和室）	2,300円	2,900円	3,600円	削除	工作室	2,300円	2,900円	3,600円	削除	料理室	4,000円	5,000円	6,100円	削除	音楽室	2,300円	2,900円	3,600円	削除	ホール（平日）	5,600円	1万1,200円	1万6,800円	削除	ホール（土曜・日曜・休日）	7,600円	1万4,400円	2万1,800円	削除
施設名	午前		午後	夜間	全日																																																																																						
	午前9時～午後零時30分	午後1時～午後5時	午後5時30分～午後9時30分	午前9時～午後9時30分																																																																																							
学習室	2,300円	2,900円	3,600円	8,000円																																																																																							
教養室（和室）	2,300円	2,900円	3,600円	8,000円																																																																																							
工作室	2,300円	2,900円	3,600円	8,000円																																																																																							
料理室	4,000円	5,000円	6,100円	1万3,700円																																																																																							
音楽室	2,300円	2,900円	3,600円	8,000円																																																																																							
ホール（平日）	5,600円	1万1,200円	1万6,800円	3万300円																																																																																							
ホール（土曜・日曜・休日）	7,600円	1万4,400円	2万1,800円	3万9,300円																																																																																							
施設名	午前	午後	夜間	削除																																																																																							
	午前9時～午後零時30分	午後1時～午後5時	午後5時30分～午後9時30分	削除																																																																																							
学習室	2,300円	2,900円	3,600円	削除																																																																																							
教養室（和室）	2,300円	2,900円	3,600円	削除																																																																																							
工作室	2,300円	2,900円	3,600円	削除																																																																																							
料理室	4,000円	5,000円	6,100円	削除																																																																																							
音楽室	2,300円	2,900円	3,600円	削除																																																																																							
ホール（平日）	5,600円	1万1,200円	1万6,800円	削除																																																																																							
ホール（土曜・日曜・休日）	7,600円	1万4,400円	2万1,800円	削除																																																																																							

改正前						改正後					
ホール	レク 用	4,000円	5,000円	6,100円	1万3,700円	ホール	レク 用	4,000円	5,300円	6,400円	削除
会議室		1,200円	1,500円	1,800円	4,000円	会議室		1,200円	1,500円	1,800円	削除
レクリエーシ ョンホール	午前	午後1	午後2	夜間	全日	レクリエーシ ョンホール	午前	午後1	午後2	夜間	削除
	午前9時～ 午後零時	午後零時30 分～午後3 時	午後3時 30分～午 後6時	午後6時 30分～午 後9時30 分	午前9 時～午 後9時 30分		午前9時～ 午後零時	午後零時30 分～午後3 時	午後3時 30分～午 後6時	午後6時30 分～午後9 時30分	削除
	3,000円	3,800円	3,800円	4,500円	1万 3,700円		3,000円	3,800円	3,800円	4,500円	削除
備考						備考					
(1) 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。						1 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。					
(2) 付帯設備の使用料は、1件1回につき5,000円以内において教育委員会が定める額とする。						2 付帯設備の使用料は、1件1回につき5,000円以内において教育委員会 が定める額とする。					
別表第2（第9条関係）						別表第2（第9条関係）					
駐車場使用料						駐車場使用料					
使用区分		使用料				単 位		使用料			
30分以内		無料				30分につき		200円			
30分を超えた場合30分までごと		100円				備考					
備考 駐車できる自動車を制限することができる。						1 使用時間が30分未満のとき又は使用時間に30分未満の端数がある ときは、30分として計算する。					
						2 教育委員会又は指定管理者は、駐車できる自動車を制限することが できる。					
						付則					
						1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。					

改正前	改正後
	<u>2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例による。</u>

第 4 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 1 月 9 日

件 名	足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の進達について
所管部課名	地域のちから推進部 地域文化課
内 容	<p>足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例案について、下記のとおり区長あて進達する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 条例案名 足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例</p> <p>2 改正の理由 施設使用料について、庁内に設置した「施設使用料見直し検討委員会」において、受益者負担、区民負担の公平性の観点から見直しを実施した。今回の使用料算定は、施設管理に係る、維持管理費、減価償却費、大規模改修費、人件費等の原価計算を行い、算出額に利用者負担割合および急激な負担の変化を勘案し改定額を算定し「検討委員会報告」として提出したものである。（消費税引き上げ率は、維持管理費のみに乗じた。）</p> <p>3 改正内容 （1）施設使用料 ① 使用料 新旧対照表の別表第 1 のとおり。 ② 別表第 1 中、全日の使用区分を廃止する。 （2）駐車場使用料 ① 第 9 条第 2 項中「別表第 2 に定める使用料」を、「別表第 2 に定める額を限度として教育委員会規則で定める使用料」に改める。 ② 使用料 新旧対照表の別表第 2 のとおり。</p> <p>4 施行年月日 平成 2 6 年 1 0 月 1 日</p>
今後の方針	<p>条例改正後、生涯学習センター条例施行規則を改正する。 施行年月日 平成 2 6 年 1 0 月 1 日</p>

第 5 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 1 月 9 日

件 名	足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例の進達について
所管部課名	地域のちから推進部 地域文化課
内 容	<p>足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例案について、下記のとおり区長あて進達する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 条例案名 足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例</p> <p>2 改正の理由 施設使用料について、庁内に設置した「施設使用料見直し検討委員会」において、受益者負担、区民負担の公平性の観点から見直しを実施した。今回の使用料算定は、施設管理に係る、維持管理費、減価償却費、大規模改修費、人件費等の原価計算を行い、算出額に利用者負担割合および急激な負担の変化を勘案し改定額を算定し「検討委員会報告」として提出したものである。(消費税引き上げ率は、維持管理費のみに乗じた。)</p> <p>3 改正内容 (1) 施設使用料 ① 使用料 新旧対照表の別表第 1 のとおり。 なお、各地域学習センターの使用料は、条例改正後規則で定める。 ② 別表第 1 中、全日の使用区分を廃止する。 (2) 駐車場使用料 ① 第 9 条第 2 項中「別表第 2 に定める使用料」を、「別表第 2 に定める額を限度として教育委員会規則で定める使用料」に改める。 ② 使用料 新旧対照表の別表第 2 のとおり。</p> <p>4 施行年月日 平成 2 6 年 1 0 月 1 日</p>
今後の方針	<p>条例改正後、地域学習センター条例施行規則を改正する。 施行年月日 平成 2 6 年 1 0 月 1 日</p>

第 6 号議案

足立区教育財産の用途廃止の承認について
上記の議案を提出する。

平成 26 年 1 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木 光夫

足立区教育財産の用途廃止の承認について
下記のとおり教育財産の用途廃止を承認する。

記

1 用途廃止する教育財産

名 称	伊興小学校
所在地	東京都足立区伊興四丁目 1 6 番 1 号
種類	別紙のとおり
名称	別紙のとおり
数量	別紙のとおり
価格	別紙のとおり
用途廃止の日	別紙のとおり

名 称	山中湖林間学園
所在地	山梨県南都留郡山中湖村山中茶屋の段 248 番 1 号
種類	別紙のとおり
名称	別紙のとおり
数量	別紙のとおり
価格	別紙のとおり
用途廃止の日	別紙のとおり

名 称	新田小学校
所在地	東京都足立区新田二丁目 3 0 番 1 号
種類	別紙のとおり

数	量	別紙のとおり
価	格	別紙のとおり
用途廃止の日		別紙のとおり

(提案理由)

伊興小学校の改築工事及び山中湖林間学園と新田小学校の解体に伴い、教育財産の用途廃止をする必要があるので、この案を提出いたします。

第 6 号 議 案 説 明 資 料

平成 26 年 1 月 9 日

件 名	足立区教育財産の用途廃止の承認について																																																																														
所管部課名	学校教育部 学校施設課																																																																														
内 容	<p>1 提案理由 伊興小学校の改築工事及び山中湖林間学園と新田小学校の解体に伴い、教育財産の用途廃止をする必要があるため。</p> <p>2 用途廃止する財産及び用途廃止日</p> <p>(1) 伊興小学校 足立区伊興四丁目 16 番 1 号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 40%;">名 称</th> <th style="width: 20%;">数 量</th> <th style="width: 30%;">価 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>建物</td><td>貯油庫</td><td style="text-align: right;">10.83㎡</td><td style="text-align: right;">778,000</td></tr> <tr><td>建物</td><td>給食控室</td><td style="text-align: right;">21.06㎡</td><td style="text-align: right;">632,000</td></tr> <tr><td>建物</td><td>校舎 1</td><td style="text-align: right;">1,674.00㎡</td><td style="text-align: right;">86,045,000</td></tr> <tr><td>建物</td><td>校舎 2</td><td style="text-align: right;">2,113.95㎡</td><td style="text-align: right;">117,888,000</td></tr> <tr><td>建物</td><td>校舎 3</td><td style="text-align: right;">669.00㎡</td><td style="text-align: right;">41,778,000</td></tr> <tr><td>建物</td><td>校舎 4</td><td style="text-align: right;">703.75㎡</td><td style="text-align: right;">44,408,000</td></tr> <tr><td>建物</td><td>倉庫</td><td style="text-align: right;">19.44㎡</td><td style="text-align: right;">832,000</td></tr> <tr><td>建物</td><td>倉庫 1</td><td style="text-align: right;">19.80㎡</td><td style="text-align: right;">734,000</td></tr> <tr><td>建物</td><td>倉庫 2</td><td style="text-align: right;">19.08㎡</td><td style="text-align: right;">151,000</td></tr> <tr><td>建物</td><td>陶芸小屋</td><td style="text-align: right;">11.40㎡</td><td style="text-align: right;">1,007,000</td></tr> <tr><td>建物</td><td>便所</td><td style="text-align: right;">14.00㎡</td><td style="text-align: right;">1,894,000</td></tr> <tr><td>工作物</td><td>門</td><td style="text-align: center;">6基</td><td style="text-align: right;">997,000</td></tr> <tr><td>工作物</td><td>万年堀</td><td style="text-align: right;">396.90㎡</td><td style="text-align: right;">1,489,000</td></tr> <tr><td>工作物</td><td>水飲場</td><td style="text-align: center;">3基</td><td style="text-align: right;">223,000</td></tr> <tr><td>工作物</td><td>雑工作物</td><td style="text-align: center;">3基</td><td style="text-align: right;">257,000</td></tr> <tr><td>工作物</td><td>フェンス</td><td style="text-align: right;">22.80㎡</td><td style="text-align: right;">358,000</td></tr> <tr><td>工作物</td><td>散水機</td><td style="text-align: center;">1基</td><td style="text-align: right;">4,620,000</td></tr> <tr><td>立木</td><td>樹木 (プラタナス他)</td><td style="text-align: center;">40本</td><td style="text-align: right;">15,000</td></tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">用途廃止日：平成 26 年 1 月 10 日</p> <p>(2) 山中湖林間学園 山梨県南都留郡山中湖村山中茶屋の段 248 番 1 号</p>			種 類	名 称	数 量	価 格	建物	貯油庫	10.83㎡	778,000	建物	給食控室	21.06㎡	632,000	建物	校舎 1	1,674.00㎡	86,045,000	建物	校舎 2	2,113.95㎡	117,888,000	建物	校舎 3	669.00㎡	41,778,000	建物	校舎 4	703.75㎡	44,408,000	建物	倉庫	19.44㎡	832,000	建物	倉庫 1	19.80㎡	734,000	建物	倉庫 2	19.08㎡	151,000	建物	陶芸小屋	11.40㎡	1,007,000	建物	便所	14.00㎡	1,894,000	工作物	門	6基	997,000	工作物	万年堀	396.90㎡	1,489,000	工作物	水飲場	3基	223,000	工作物	雑工作物	3基	257,000	工作物	フェンス	22.80㎡	358,000	工作物	散水機	1基	4,620,000	立木	樹木 (プラタナス他)	40本	15,000
種 類	名 称	数 量	価 格																																																																												
建物	貯油庫	10.83㎡	778,000																																																																												
建物	給食控室	21.06㎡	632,000																																																																												
建物	校舎 1	1,674.00㎡	86,045,000																																																																												
建物	校舎 2	2,113.95㎡	117,888,000																																																																												
建物	校舎 3	669.00㎡	41,778,000																																																																												
建物	校舎 4	703.75㎡	44,408,000																																																																												
建物	倉庫	19.44㎡	832,000																																																																												
建物	倉庫 1	19.80㎡	734,000																																																																												
建物	倉庫 2	19.08㎡	151,000																																																																												
建物	陶芸小屋	11.40㎡	1,007,000																																																																												
建物	便所	14.00㎡	1,894,000																																																																												
工作物	門	6基	997,000																																																																												
工作物	万年堀	396.90㎡	1,489,000																																																																												
工作物	水飲場	3基	223,000																																																																												
工作物	雑工作物	3基	257,000																																																																												
工作物	フェンス	22.80㎡	358,000																																																																												
工作物	散水機	1基	4,620,000																																																																												
立木	樹木 (プラタナス他)	40本	15,000																																																																												

種 類	名 称	数 量	価 格
建物	宿泊施設 (A・B棟)	1,871.85m ²	174,562,000
建物	宿泊施設(2)(管理棟)	516.40m ²	63,960,000
建物	宿泊施設(3)(食堂・学習棟)	1,230.29m ²	101,517,000
建物	変電室	33.00m ²	3,378,000
建物	プロパン小屋	27.00m ²	2,765,000
建物	渡り廊下A	141.60m ²	2,155,000
建物	渡り廊下B	51.27m ²	781,000
建物	宿泊施設 (C棟)	1,116.88m ²	321,009,000
建物	浴室棟	770.50m ²	277,155,000
建物	レクリエーション棟	715.46m ²	227,270,000
工作物	浄化槽	1基	8,647,000
工作物	渡り廊下B	1点	24,143,000

用途廃止日：平成26年1月10日

(3) 新田小学校

足立区新田二丁目30番1号

種 類	名 称	数 量	価 格
建物	校舎1	2,085.75m ²	115,709,000
建物	校舎2	358.20m ²	19,752,000
建物	校舎3	559.28m ²	35,336,000
建物	校舎4	1,945.55m ²	122,373,000
建物	校舎5	905.78m ²	128,033,000
建物	校舎6	63.70m ²	14,598,000
建物	倉庫1	19.44m ²	849,000
建物	給食シャワー室	3.15m ²	573,000
建物	陶芸小屋	11.40m ²	1,330,000
工作物	プール	1基	5,380,000
工作物	門	4基	900,000
工作物	万年堀	343.53m ²	787,000
工作物	水飲場	2基	186,000
工作物	水飲場	2基	562,000
工作物	フェンス	181.10m ²	4,957,000

内 容

種 類	名 称	数 量	価 格
工作物	コンクリート塀	56.50m ²	2,085,000
工作物	散水機	1基	4,350,000
立木	樹木（銀杏他）	394本	827,000

用途廃止日：平成26年1月10日

内 容

今後の方針 足立区公有財産規則に基づき、資産管理課長あて行政財産の用途廃止について協議する。また、財産の取り壊し完了後は、資産管理部長あて公有財産の取り壊しについて通知する。

教 育 委 員 会 報 告

平成 2 6 年 1 月 9 日

件 名	足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について										
所 管 部 課 名	学校教育部 学校適正配置担当課										
内 容	<p>1 鹿浜地区の適正規模・適正配置実施計画（案）について</p> <p>(1) 実施計画の正式決定について 小・中学校双方の第一回統合地域協議会において、「実施計画の正式決定」について了承を得られたため、平成 25 年 12 月 18 日付で正式決定（区長決定）とした。</p> <p>(2) 統合新校の校名募集について（小・中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集期間：平成 25 年 12 月 20 日（金）から平成 26 年 1 月 22 日（水）まで ・ 募集方法：上沼田小・鹿浜小学校、鹿浜中・第八中学校の児童・生徒、保護者には、各応募用紙を学校を通じて個別配付 卒業生や地域には、町会・自治会の回覧や区ホームページ等を通じて周知 ・ 応募方法：①応募用紙を上記の 4 つの小・中学校および鹿浜区民事務所に設置した応募箱に投函又は学校適正配置担当課に提出 ②区ホームページの『統合新校の「校名」応募ページ』より応募 ・ 選考方法：小・中学校双方の統合地域協議会において新校名を選考 <p>(3) 統合地域協議会ニュースの発行について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各統合地域協議会での協議内容や教育委員会で決定したことなどを保護者や地域に周知していく。（11/20 創刊号、12/20 第 2 号発行） <p>2 江北地区の適正規模・適正配置実施計画（案）について</p> <p>9 月から 10 月にかけて開催した説明会でいただいた意見とその回答について、以下の説明会を実施した。</p> <p>(1) 説明会の日程</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 60%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">日にち</th> <th style="text-align: center;">開かれた学校づくり協議会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">12/11</td> <td style="text-align: center;">高野小学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12/16</td> <td style="text-align: center;">江北小学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12/17</td> <td style="text-align: center;">江北中学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12/19</td> <td style="text-align: center;">上沼田中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">※地区町自連には、12 月 9 日開催の町会長・自治会長会議において、資料の回覧を依頼した。</p> <p>(2) 主な意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の跡地利用など統合後の全体像もある程度把握したうえで、学校の統合について議論したい。 	日にち	開かれた学校づくり協議会	12/11	高野小学校	12/16	江北小学校	12/17	江北中学校	12/19	上沼田中学校
日にち	開かれた学校づくり協議会										
12/11	高野小学校										
12/16	江北小学校										
12/17	江北中学校										
12/19	上沼田中学校										

	<ul style="list-style-type: none"> ・江北地域は日暮里・舎人ライナーの開通により大きく変化している。実施計画（案）はこの状況を踏まえているのか。 ・学校選択制度によって他の学区域に行ってしまう実情をそのままにし、統合計画だけが進んでしまっていて釈然としない。 ・統合について、一番不安があるのは就学させる保護者の皆さんだと思う。保護者対応などきちんと行って安心を与えてほしい。 ・江北地域全体のエリアデザインからも、都営住宅建替えによる空地の活用をもう少し検討しても良いのではないか。 ・将来のことを考えて、子どもたちに一番良いところ(都営住宅建替えによる空地)を学校用地として選ぶのが普通ではないのか。 ・地域の署名運動によって、都営住宅建替えによる空地に小・中学校を持つていけるという可能性はあるのか。 ・今、学校別に説明会を行っているが、両校が一緒になるのであれば、両校一緒に会議を行う方が良いのではないか。
<p>今後の方針</p>	<p>①鹿浜地区については、統合地域協議会において、引き続き統合に向けた課題を整理し、具体的な検討を進めていく。</p> <p>②江北地区については、引き続き両校の関係者の意見を聞きながら、統合地域協議会の立ち上げに向け取り組んでいく。</p>

教 育 委 員 会 報 告

平成26年1月9日

件 名	学校事故報告について（平成25年度12月分）
所 管 部 課 名	学校教育部 教育指導室
内 容	<p>1 学校事故状況 管理下 4件（小学校 3件、中学校 1件） 管理外 2件（小学校 1件、中学校 1件） 合計 6件</p> <p>2 事故内容 (1) 交通事故 ア 帰宅後、自転車で塾に向かう途中、交差点で車両と衝突、一時意識を失うが、軽い打撲の怪我。（中学校管理外） イ 休校日、自転車で帰宅途中、一時停止を怠り交差点に進入、右側から一時停止を怠った車両と衝突、臀部打撲の怪我。（小学校管理外） ウ 通学路を登校中、青信号の横断歩道で、信号無視の自転車と接触、左側鼻前庭部裂傷の怪我。（小学校管理下） (2) 授業中の傷害・打撲等の事故 学芸会の練習で、舞台裏から移動中に、柵を飛び越えたところ、右足のつま先が柵に引っかかり、右膝下を段の角に打ちつけ、右膝下に裂創の怪我。（小学校管理下） (3) 休憩時間、放課後、登下校時、部活動等における傷害、打撲等の事故 ア 清掃時、床拭きをしようとしたところ、隣にいた児童とぶつかり、顔を床に打ち、前歯を欠損。（小学校管理下） イ 終学活前、教室でバランスを崩して、扉のガラスに手をつき、割れたガラスで右手首下部の裂傷の怪我。（中学校管理下）</p> <p>3 各学校への事故防止の指導 (1) 交通事故防止について 道路環境に応じた危険箇所の具体的な指導と家庭への注意喚起を促し、未然防止に努める。 (2) 授業中の傷害・打撲等の事故防止について 指導の徹底を図るとともに、児童・生徒の行動を把握し、危険行為の未然防止に努める。 (3) 休憩時間、放課後等における事故防止について 校舎内外の過ごし方、施設内の環境整理、危険行為の未然防止に努め、事故防止の指導を図る。</p>
今後の方針	<p>1 登下校時等における交通事故防止に向けた指導について 登下校時の通学路の道路環境を把握し、道路横断の仕方、歩道の渡り方などについて繰り返し指導と通学路における交通事故防止に努める。</p> <p>2 緊急時の指導・連絡体制の整備について 事故等が発生した際の家庭からの連絡方法などについて、保護者に周知させる。</p>

学校事故状況

平成25年度12月分（児童・生徒）

教育指導室

内 訳	管 理 下			管 理 外		合 計	
	幼稚園	小学校	中学校	小学校	中学校		
交 通 事 故	自転車・バイク				1	1	2
	歩行者・キックボード		1				1
授業中の傷害打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫						
	裂傷・打撲・暴行		1				1
	火傷・熱傷						
	歯目鼻耳等の損傷						
	発症・発作・火傷						
休憩時間・放課後・登下校時の傷害打撲等の事故（学校行事含む）	骨折・脱臼・捻挫						
	裂傷・打撲・暴行			1			1
	歯目鼻耳等の損傷		1				1
	発症・発作・火傷						
教師の指導上による傷害・打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫						
	歯目鼻耳等の損傷						
暴力・暴行傷害事件							
家出・外泊・行方不明							
窃盗・万引き・恐喝							
対教師暴力							
火災・火傷・火遊び							
その他・地域での怪我							
死 亡	病 死						
	事故死（自殺）						
合 計		0	3	1	1	1	6

（施 設）

区 分	幼稚園	小学校	中学校	内 容
窓ガラス及び施設破損				
不法侵入・盗難				
その他				
合 計	0	0	0	0

教 育 委 員 会 報 告

平成26年1月9日

件 名	足立区待機児童解消アクションプランの進捗状況について(12月末現在)				
所管部課名	子ども家庭部 子ども家庭課、保育計画課、保育課				
内 容	足立区待機児童解消アクションプランの進捗状況について、報告する。 1 施設等の整備状況				
		平成25年度 整備計画		整備 状況	進捗状況(12月末現在)
		年齢 区分	整備 定員数 (人)		
	認可保育園	0~5歳	60	新規1園	60
		0~2歳	27	千住大橋駅周辺 (60名)	施設整備中(クレーナーサーリー千住大橋)
		3~5歳	33		
	東京都 認証保育所	0~5歳	40	新規1所 ・扇地域(40名)	-
		0~2歳	32		【平成25年度中の整備(1所)】 ・扇地域:施設整備中 【平成26年度中の整備(2所)】 ・青井地域:平成26年10月~平成27年4月の開設(1施設)に 向け、設置・運営予定事業者の募集を実施中(募集期間は、 平成25年11月15日から平成26年1月20日まで) ・綾瀬地域:平成26年度中の開設に向け、協議中
		3~5歳	8		
	家庭福祉員	0~5歳	30	家庭福祉員15名 (定員30名)	10
		0~2歳	30		第1期開業:5名 ・第1期:8名認定(平成25年10月開業:4名、既設のグループ 保育室に勤務:1名、平成26年1月開業:1名、開業準備中:1 名、グループ保育希望:1名) ・第2期:8名認定(平成26年2月開業:2名、平成26年3月開 業:2名、平成26年6月開業:1名、グループ保育室希望:3名) ・第3期:3名が養成研修中
		3~5歳	0		
	小規模保育室	0~5歳	45	新規3室 ・保塚・六町地域 (15名) ・花畑・保木間地域 (15名) ・鹿浜地域(15名)	-
		0~2歳	45		11月公募により3事業者からの応募があり、今後、選定審査 会において設置・運営事業者を審査・決定していく。 ・保塚・六町地域:1事業者 ・花畑・保木間地域:1事業者 ・鹿浜地域:1事業者
		3~5歳	0		
(私立) 認定こども園	0~5歳	80	2園	-	
	0~2歳	20		協議中2園	
	3~5歳	60			
区独自の 公設保育園	0~5歳	60	新規1園(7/1開設)	60	
	0~2歳	0		7/1開設 新田三丁目なかよし保育園 (開設初年度は、定員30名)	
	3~5歳	60			
合 計	0~5歳	315		130	
	0~2歳	154		41.3%	
	3~5歳	161		達成率	
	2 保育関連情報の提供等 東京都認証保育所、家庭福祉員、小規模保育室、私立幼稚園に関する施設 紹介パンフレット「あずけ先見いつけた!!」について、12月中旬より利用 可能な鉄道各駅等の区情報スタンドに設置を行った。 [利用した区情報スタンド及び設置数] 12月中: 9駅及び1店舗、500部				
今後の方針	保育施設等整備の進捗管理の徹底や保育関連情報のPR等の継続した取り 組みを行っていくことで、待機児童の解消を図る。				

教 育 委 員 会 報 告

平成 2 6 年 1 月 9 日

件 名	認可保育園及び東京都認証保育所の新規開設時期の変更等について
所管部課名	子ども家庭部 保育計画課、保育課
内 容	<p>平成 2 5 年度の保育施設整備事業に関し、平成 2 6 年 4 月開設を目途に進めていた認可保育園及び東京都認証保育所の建築工事遅延に伴う開設時期の変更等について、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 認可保育園の開設時期変更内容</p> <p>(1) 名 称 クレアナーサリー千住大橋</p> <p>(2) 所在地 千住橋戸町 1 番 1 3 号 (予定)</p> <p>(3) 建物及び工事概要</p> <p>千住大橋駅周辺地区の拠点開発 A 街区において、三菱地所株式会社が整備を進めている商業施設内 3 階に保育園を設置予定。 商業施設整備後、保育園設置・運営事業者が保育園の内装工事を行う。</p> <p>(4) 変更内容</p> <p>平成 2 6 年 4 月 1 日開設を予定していたが、工事の遅れのため開設が平成 2 6 年 4 月中旬の見込みとなった。このため、4 月 1 日から開設までの期間、(6) のとおり代替施設において保育を実施する。</p> <p>(5) 工事の遅延理由</p> <p>現在、東日本大震災等の影響により、建築資材や職人の確保が困難な状況となっており、工事を施工管理する三菱地所株式会社から開設時期の遅れが確定したとの報告があった。</p> <p>(6) 代替予定施設</p> <p>足立たちばな幼稚園 (日ノ出町 4 2 - 1)</p> <p>本幼稚園は、平成 2 6 年 3 月 3 1 日をもって閉園となるため、閉園後の園舎を代替施設として活用するものである。なお、代替施設における保育業務は、クリアナーサリー千住大橋を運営する株式会社アルファコーポレーションが実施する。</p> <p>2 東京都認証保育所の開設時期変更内容</p> <p>(1) 名 称 (仮称) 高野駅前こども園</p> <p>(2) 所在地 扇一丁目 5 3 番 1 1 号</p> <p>(3) 開設予定年月日 [変更前]平成 2 6 年 4 月 1 日 [変更後]平成 2 6 年 1 0 月 1 日</p> <p>(4) 建物及び工事概要</p> <p>新築 (鉄骨造) 地上 3 階建て (1 階 : 保育所、2 ~ 3 階 : 共同住宅) 建物竣工後、保育所設置・運営予定事業者が保育所の内装工事を行う。</p> <p>(5) 開設時期変更の理由</p> <p>建物新築工事において、地盤調査を実施した結果、当初の見込みより地耐力が不足していることが判明し、改めて地盤改良が必要となった。これに伴い、確認申請期間を含めた工事スケジュール全般にわたり変更が生じたことにより、保育所の開設時期も遅れることとなった。</p> <p>地耐力とは、地盤がどの程度の荷重に耐えられるか、また、地盤の沈下に対して抵抗力がどのくらいあるかを示す指標。</p>
今後の方針	認可保育園の開設時期の変更及び代替施設の運営について、入園希望者への説明・周知を十分に行っていく。また、東京都認証保育所の開設時期の変更について、平成 2 6 年 1 0 月開設に向け、工事の進捗状況の把握や東京都との設置申請等の協議についての的確に行っていく。

教 育 委 員 会 報 告

平成26年1月9日

件 名	家庭福祉員（保育ママ）の新規開業について（第2期開業分）																																		
所管部課名	子ども家庭部 保育計画課																																		
内 容	<p>内 容</p> <p>平成25年度第2期の募集（募集期間：平成25年7月10日～8月20日）には、9名の応募があり、9名が養成研修に進んだ。その結果8名が認定を受けた。うち3名はグループ保育を希望しており、開業時期は未定。</p> <p>下記のとおり家庭福祉員認定者を報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">公開日 平成26年1月10日（金）（足立区ホームページに掲載）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">NO</th> <th style="width: 30%;">氏 名</th> <th style="width: 30%;">開設場所</th> <th style="width: 30%;">開業月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">ひらやま 奈穂子 平山 奈穂子</td> <td style="text-align: center;">花畑 2-1-22</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">平成26年2月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">こまつ 美保 小松 美保</td> <td style="text-align: center;">古千谷本町 2-14-15</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">公開日 開業前月の第二金曜日 （足立区ホームページに掲載）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">NO</th> <th style="width: 30%;">氏 名</th> <th style="width: 30%;">開設場所</th> <th style="width: 30%;">開業予定月等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">さくらだ 千草 櫻田 千草</td> <td style="text-align: center;">鹿浜 4-18-3</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">平成26年3月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">いしなべ 妃咲子 石鍋 妃咲子</td> <td style="text-align: center;">竹の塚 1-27-12-301</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">ふじわら 千春 藤原 千春</td> <td style="text-align: center;">西新井地域</td> <td style="text-align: center;">平成26年6月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">いのうえ 志穂 井上 志穂</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">未 定</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">グループ保育希望</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">あかまつ 恵 赤松 恵</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">よしだ ゆきこ 吉田 由紀子</td> </tr> </tbody> </table> <p>（予定）26年2月1日現在開業者 家庭福祉員（グループ保育室含む）171名 26年4月1日現在開業者 家庭福祉員（グループ保育室含む）174名</p>	NO	氏 名	開設場所	開業月	1	ひらやま 奈穂子 平山 奈穂子	花畑 2-1-22	平成26年2月	2	こまつ 美保 小松 美保	古千谷本町 2-14-15	NO	氏 名	開設場所	開業予定月等	3	さくらだ 千草 櫻田 千草	鹿浜 4-18-3	平成26年3月	4	いしなべ 妃咲子 石鍋 妃咲子	竹の塚 1-27-12-301	5	ふじわら 千春 藤原 千春	西新井地域	平成26年6月	6	いのうえ 志穂 井上 志穂	未 定	グループ保育希望	7	あかまつ 恵 赤松 恵	8	よしだ ゆきこ 吉田 由紀子
NO	氏 名	開設場所	開業月																																
1	ひらやま 奈穂子 平山 奈穂子	花畑 2-1-22	平成26年2月																																
2	こまつ 美保 小松 美保	古千谷本町 2-14-15																																	
NO	氏 名	開設場所	開業予定月等																																
3	さくらだ 千草 櫻田 千草	鹿浜 4-18-3	平成26年3月																																
4	いしなべ 妃咲子 石鍋 妃咲子	竹の塚 1-27-12-301																																	
5	ふじわら 千春 藤原 千春	西新井地域	平成26年6月																																
6	いのうえ 志穂 井上 志穂	未 定	グループ保育希望																																
7	あかまつ 恵 赤松 恵																																		
8	よしだ ゆきこ 吉田 由紀子																																		
今後の方針	<p>グループ保育申し込みを1月6日～31日まで受付する。平成26年3月末までの開設を目指す。平成25年度第3期の募集（募集期間：平成25年10月10日～11月8日）には、4名の応募あり。3名が養成研修受講中。平成26年4月開業を目指す。</p>																																		

教 育 委 員 会 報 告

平成 2 6 年 1 月 9 日

件 名	認可保育園の平成 2 6 年 4 月入園申込受付状況について																																																																																															
所 管 部 課 名	子ども家庭部 保育課																																																																																															
内 容	<p>認可保育園の平成 2 6 年 4 月入園申込受付状況について、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>認可保育園の平成 2 6 年 4 月入園申込受付件数一覧(受付期間 11/22~12/6) 平成 2 6 年 1 月 8 日現在</p> <table border="1" data-bbox="411 654 1426 1182"> <thead> <tr> <th colspan="2">受 付 場 所</th> <th>受 付 件 数</th> <th>1 園 当 り 平 均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">保 育 園</td> <td>区立</td> <td>4 1 6 (3 8)</td> <td>1 0 . 4</td> </tr> <tr> <td>私立(含公設民営)</td> <td>4 6 9 (3 6)</td> <td>8 . 9</td> </tr> <tr> <td>こども園</td> <td>3 3 (3 3)</td> <td>1 1 . 0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9 1 8 (4 1)</td> <td>9 . 6</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">福 祉 事 務 所</td> <td>千住</td> <td>1 7 2 (0)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>1 3 6 (1 3)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>9 2 (1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td>1 1 2 (3 3)</td> <td>1 所 当 り 平 均</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5 1 2 (4 5)</td> <td>1 2 8 . 0</td> </tr> <tr> <td>本 庁 舎</td> <td>保育課</td> <td>1 , 3 7 2 (7 0)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td>2 , 8 0 2 (1 6)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10~1月申込待機者</td> <td></td> <td>9 8 2 (6 0)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>総 合 計</td> <td>3 , 7 8 4 (4 4)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>受付件数の()内は対前年度増減数 転園、区外からの入園、区外園との併願申込みを含む。</p> <p>< 参 考 ></p> <p>認可保育園の平成 2 5 年 4 月入園申込受付件数一覧(受付期間 11/22~12/7) 平成 2 5 年 1 月 4 日現在</p> <table border="1" data-bbox="411 1361 1426 1854"> <thead> <tr> <th colspan="2">受 付 場 所</th> <th>受 付 件 数</th> <th>1 園 当 り 平 均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">保 育 園</td> <td>区立</td> <td>4 5 4</td> <td>1 0 . 9</td> </tr> <tr> <td>私立(含公設民営)</td> <td>5 0 5</td> <td>1 0 . 6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9 5 9</td> <td>1 0 . 7</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">福 祉 事 務 所</td> <td>千住</td> <td>1 7 2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>1 4 9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>9 1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td>1 4 5</td> <td>1 所 当 り 平 均</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5 5 7</td> <td>1 3 9 . 3</td> </tr> <tr> <td>本 庁 舎</td> <td>保育課</td> <td>1 , 3 0 2</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td>2 , 8 1 8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10~1月申込待機者</td> <td></td> <td>9 2 2</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>総 合 計</td> <td>3 , 7 4 0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>転園、区外からの入園、区外園との併願申込みを含む。</p> <p>区外からの入園申込み等を含めた全申込件数は 3 , 7 8 4 件で、平成 2 5 年より 4 4 件の増となっている。</p>	受 付 場 所		受 付 件 数	1 園 当 り 平 均	保 育 園	区立	4 1 6 (3 8)	1 0 . 4	私立(含公設民営)	4 6 9 (3 6)	8 . 9	こども園	3 3 (3 3)	1 1 . 0	計	9 1 8 (4 1)	9 . 6	福 祉 事 務 所	千住	1 7 2 (0)		東部	1 3 6 (1 3)		西部	9 2 (1)		北部	1 1 2 (3 3)	1 所 当 り 平 均	計	5 1 2 (4 5)	1 2 8 . 0	本 庁 舎	保育課	1 , 3 7 2 (7 0)			合 計	2 , 8 0 2 (1 6)		10~1月申込待機者		9 8 2 (6 0)			総 合 計	3 , 7 8 4 (4 4)		受 付 場 所		受 付 件 数	1 園 当 り 平 均	保 育 園	区立	4 5 4	1 0 . 9	私立(含公設民営)	5 0 5	1 0 . 6	計	9 5 9	1 0 . 7	福 祉 事 務 所	千住	1 7 2		東部	1 4 9		西部	9 1		北部	1 4 5	1 所 当 り 平 均	計	5 5 7	1 3 9 . 3	本 庁 舎	保育課	1 , 3 0 2			合 計	2 , 8 1 8		10~1月申込待機者		9 2 2			総 合 計	3 , 7 4 0	
受 付 場 所		受 付 件 数	1 園 当 り 平 均																																																																																													
保 育 園	区立	4 1 6 (3 8)	1 0 . 4																																																																																													
	私立(含公設民営)	4 6 9 (3 6)	8 . 9																																																																																													
	こども園	3 3 (3 3)	1 1 . 0																																																																																													
	計	9 1 8 (4 1)	9 . 6																																																																																													
福 祉 事 務 所	千住	1 7 2 (0)																																																																																														
	東部	1 3 6 (1 3)																																																																																														
	西部	9 2 (1)																																																																																														
	北部	1 1 2 (3 3)	1 所 当 り 平 均																																																																																													
	計	5 1 2 (4 5)	1 2 8 . 0																																																																																													
本 庁 舎	保育課	1 , 3 7 2 (7 0)																																																																																														
	合 計	2 , 8 0 2 (1 6)																																																																																														
10~1月申込待機者		9 8 2 (6 0)																																																																																														
	総 合 計	3 , 7 8 4 (4 4)																																																																																														
受 付 場 所		受 付 件 数	1 園 当 り 平 均																																																																																													
保 育 園	区立	4 5 4	1 0 . 9																																																																																													
	私立(含公設民営)	5 0 5	1 0 . 6																																																																																													
	計	9 5 9	1 0 . 7																																																																																													
福 祉 事 務 所	千住	1 7 2																																																																																														
	東部	1 4 9																																																																																														
	西部	9 1																																																																																														
	北部	1 4 5	1 所 当 り 平 均																																																																																													
	計	5 5 7	1 3 9 . 3																																																																																													
本 庁 舎	保育課	1 , 3 0 2																																																																																														
	合 計	2 , 8 1 8																																																																																														
10~1月申込待機者		9 2 2																																																																																														
	総 合 計	3 , 7 4 0																																																																																														
今後の方針	保育所入所仮承諾通知書及び不承諾通知書の発送は 2 月 7 日(金)を予定している。																																																																																															

教 育 委 員 会 報 告

平成 2 6 年 1 月 9 日

件 名	小学校特別支援学級の新設について
所 管 部 課 名	子ども家庭部 こども支援センターげんき
内 容	<p>今年度の就学相談等を通して新田地区の特別支援学級入級希望者が東京都担当所管が示す開設に必要な最少人数に達したため、下記のとおり小学校特別支援学級を新田小学校に開設する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 設置校・学級 新田小学校 固定制知的障がい学級（1学級）</p> <p>2 固定制知的障がい学級の設置状況 平成 2 5 年 5 月現在、1 8 校、3 9 学級に小学校特別支援学級の固定制知的障がい学級が設置されている。定員合計 3 1 2 名に対して、2 5 7 名が在籍しており、区全体としては希望者数を超える定員が確保できている。</p> <p>3 設置理由 (1) 新田地区は四方を河川に囲まれているという地区特性から交通手段が限られており、現在 4 名の児童が他地区 2 校に通学しているものの、通学の負担は大きい。 (2) これまでも新田小学校への特別支援学級設置の要望はあったが、入級希望児童が少なく開設には至らなかった。平成 2 5 年 1 1 月の就学相談において、来年度の入級希望児童数が 3 名となり、東京都教育庁特別支援教育課が示す開設条件の最少人数に達した。 また、今後は毎年 2 名程度の入級希望児童の出現が予想される。 (3) 新田学園は、平成 2 2 年 4 月開校後、児童・生徒の増加により、第二校舎を開設。その建設時に特別支援学級相当分の教室を確保しており、今回の新設に伴う新たな施設整備の必要はない。</p> <p>4 児童数・担任教諭数 児童数 定員 8 人（入級予定 3 名）（東京都学級編制基準による） 担任教諭数 2 人（東京都教職員定数配当一般方針による）</p> <p>5 開設期日 平成 2 6 年 4 月 1 日</p>
問 題 点 今 後 の 方 針	<p>1 1 月 2 2 日開催の区議会文教委員会に報告する。</p> <p>2 教員の確保について、東京都に要望する。</p> <p>3 区ホームページ等により学級の設置を周知するとともに、入級希望者には個別に案内する。</p> <p>4 2 月を目途に、新田地区において説明会を開催する。</p>

教育委員会情報連絡

平成26年1月9日

件名	平成25年度足立区教育委員会児童・生徒褒賞受賞者・団体の決定について
所管部課名	学校教育部 教育政策課
内容	<p>平成25年度足立区教育委員会児童・生徒褒賞受賞者・団体を決定したので、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 目的</p> <p>国・東京都並びにこれに準ずる団体等が行う各種文化行事、競技大会等で優秀な成績を収め表彰されたものや、特に優れていると認められる善行を行なった区立小・中学校の児童・生徒に対し、その努力と功績を称える。</p> <p>2 褒賞対象期間</p> <p>平成24年12月1日から平成25年11月30日</p> <p>3 受賞者・団体数</p> <p>個人：126名</p> <p>団体：35団体</p> <p>※ 内訳は別紙のとおり</p> <p>4 褒賞式</p> <p>日時 平成26年2月3日（月） 午後3時00分から</p> <p>会場 西新井文化ホール</p>
今後の方針	

平成25年度足立区教育委員会児童・生徒褒賞

褒賞式

日時 平成26年2月3日（月） 午後3時00分から

場所 西新井文化ホール

[褒賞内訳]

■ 区長褒賞（計13団体・個人51名・その他6名）

		文化	スポーツ	善行
団体	小学生	1団体（38名）	4団体（28名）	—
	中学生	2団体（137名）	6団体（58名）	—
個人	小学生	4名	15名	—
	中学生	1名	30名	1名
その他 (※)	小学生	—	6名	—
	中学生	—	—	—

●小中合同団体は中学生団体に含む

●その他：区外団体に所属し、団体活動で優秀な成績を収めた区立小・中学生

■ 教育委員会褒賞（計22団体・個人75名・メダルのみ3名）

		文化	スポーツ	善行
団体	小学生	1団体（56名）	6団体（79名）	—
	中学生	1団体（22名）	14団体（115名）	—
個人	小学生	4名	29名	—
	中学生	3名	39名	—
その他 (※)	小学生	—	3名	—
	中学生	—	—	—

※平成25年12月24日現在

教育委員会情報連絡

平成26年1月9日

件名	子ども元気基金活用事業 平成25年度「あだち子ども将棋大会」の開催について
所管部課名	学校教育部 学校支援課
内容	<p>子ども元気基金活用事業 平成25年度「あだち子ども将棋大会」を、下記のとおり開催する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 趣旨 <ul style="list-style-type: none"> ・「伝統や文化に関する教育の充実」 ・『将棋』を通して、集中力や判断力、コミュニケーション能力の向上を図る。 ・子どもたちの日本文化を慈しみ、尊重する気持ちを育む。 2 日時 <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年1月25日（土） 9:20～12:20 3 会場 <ul style="list-style-type: none"> ・千寿本町小学校 4 対戦方式 <ul style="list-style-type: none"> ・3人1組による団体戦 5 対象・参加校数（予定） <ul style="list-style-type: none"> ・小学生 34校 64組
今後の方針	

教育委員会情報連絡

平成26年1月9日

件名	第5回「あだち子ども百人一首大会」の開催について
所管部課名	学校教育部 学校支援課
内容	<p>第5回「あだち子ども百人一首大会」（小学生の部、中学生の部）を、下記のとおり開催する。</p> <ol style="list-style-type: none">趣旨<ul style="list-style-type: none">・「伝統や文化に関する教育の充実」・『小倉百人一首』の暗唱等を通して、日本の言葉の響きに慣れ親しむ。・子どもたちの日本文化を慈しみ、尊重する気持ちを育む。日時<ul style="list-style-type: none">・平成26年3月1日（土）〔午前〕小学生の部 8:30～12:00〔午後〕中学生の部 13:20～16:30会場<ul style="list-style-type: none">・島根小学校対戦方式<ul style="list-style-type: none">・学校代表3人1組による対抗戦及び個人戦参加校数（予定）<ul style="list-style-type: none">・小学校 70校・中学校 37校
今後の方針	

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

平成26年1月9日

件 名	平成26年度足立区育英資金予約募集の応募状況について																		
所管部課名	学校教育部 学務課																		
内 容	<p>平成26年度足立区育英資金予約募集の応募状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 募集期間 平成25年10月1日～11月29日</p> <p>2 募集人数及び応募人数</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 高校生</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 30%;">募集数</th> <th style="width: 30%;">応募数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常枠</td> <td>50名程度</td> <td>23名</td> </tr> <tr> <td>特例枠</td> <td>5名程度</td> <td>5名</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(2) 大学生</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 30%;">募集数</th> <th style="width: 30%;">応募数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常枠</td> <td>50名程度</td> <td>21名</td> </tr> <tr> <td>特例枠</td> <td>5名程度</td> <td>0名</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の日程</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 2月6日 育英資金貸付審議会開催</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 2月上旬 貸付決定</p>		募集数	応募数	通常枠	50名程度	23名	特例枠	5名程度	5名		募集数	応募数	通常枠	50名程度	21名	特例枠	5名程度	0名
	募集数	応募数																	
通常枠	50名程度	23名																	
特例枠	5名程度	5名																	
	募集数	応募数																	
通常枠	50名程度	21名																	
特例枠	5名程度	0名																	
今後の方針																			

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

平成26年1月9日

件 名	「保育のお仕事就職面接・相談会」の開催について
所管部課名	子ども家庭部 保育計画課、保育課
内 容	<p>保育士確保を急務とする保育施設運営事業者に対する支援を目的として、求職者と求人者が一堂に会する就職面接会「保育のお仕事就職面接・相談会」をハローワーク足立と共催により、下記のとおり開催するので、報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 開催日時 平成26年1月28日(火) (1) 保育セミナー 10時30分～12時 (2) 就職面接会 13時～16時</p> <p>2 会 場 東京芸術センター 21階「天空劇場」 足立区千住1-4-1</p> <p>3 規 模 参加予定事業者数 24事業者程度 参加予定求職者 300名</p>
今後の方針	保育士確保の支援について、関連機関と連携の下、行っていく。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

平成26年 1月 9日

件 名	私立扇こころ保育園増改築工事について																																												
所管部課名	子ども家庭部 保育課																																												
内 容	<p>次のとおり報告する。</p> <p>1 私立扇こころ保育園（社会福祉法人東京児童協会 扇1-22-28）</p> <p>（1）定員（現在100名⇒整備後109名）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px 5px;">年 齢</th> <th style="padding: 2px 5px;">0 歳</th> <th style="padding: 2px 5px;">1 歳</th> <th style="padding: 2px 5px;">2 歳</th> <th style="padding: 2px 5px;">3 歳</th> <th style="padding: 2px 5px;">4・5 歳</th> <th style="padding: 2px 5px;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">現 在</td> <td style="padding: 2px 5px;">11</td> <td style="padding: 2px 5px;">14</td> <td style="padding: 2px 5px;">16</td> <td style="padding: 2px 5px;">19</td> <td style="padding: 2px 5px;">40</td> <td style="padding: 2px 5px;">100</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">整備後</td> <td style="padding: 2px 5px;">12</td> <td style="padding: 2px 5px;">15</td> <td style="padding: 2px 5px;">17</td> <td style="padding: 2px 5px;">21</td> <td style="padding: 2px 5px;">44</td> <td style="padding: 2px 5px;">109</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">増 減</td> <td style="padding: 2px 5px;">1</td> <td style="padding: 2px 5px;">1</td> <td style="padding: 2px 5px;">1</td> <td style="padding: 2px 5px;">2</td> <td style="padding: 2px 5px;">4</td> <td style="padding: 2px 5px;">9</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）スケジュール（予定）</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">26年2月中旬</td> <td style="padding: 2px 5px;">仮園舎建設工事 (仮園舎所在地 扇1-6)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">4月下旬</td> <td style="padding: 2px 5px;">仮園舎へ引越し</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">6月上旬</td> <td style="padding: 2px 5px;">現園舎解体工事</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">7月中旬</td> <td style="padding: 2px 5px;">新園舎本体工事</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">27年2月中旬</td> <td style="padding: 2px 5px;">新園舎竣工</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">2月中～</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">3月下旬</td> <td style="padding: 2px 5px;">開園準備、新園舎へ引越し</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">4月1日</td> <td style="padding: 2px 5px;">整備後定員での保育開始</td> </tr> </table>	年 齢	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4・5 歳	合 計	現 在	11	14	16	19	40	100	整備後	12	15	17	21	44	109	増 減	1	1	1	2	4	9	26年2月中旬	仮園舎建設工事 (仮園舎所在地 扇1-6)	4月下旬	仮園舎へ引越し	6月上旬	現園舎解体工事	7月中旬	新園舎本体工事	27年2月中旬	新園舎竣工	2月中～		3月下旬	開園準備、新園舎へ引越し	4月1日	整備後定員での保育開始
年 齢	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4・5 歳	合 計																																							
現 在	11	14	16	19	40	100																																							
整備後	12	15	17	21	44	109																																							
増 減	1	1	1	2	4	9																																							
26年2月中旬	仮園舎建設工事 (仮園舎所在地 扇1-6)																																												
4月下旬	仮園舎へ引越し																																												
6月上旬	現園舎解体工事																																												
7月中旬	新園舎本体工事																																												
27年2月中旬	新園舎竣工																																												
2月中～																																													
3月下旬	開園準備、新園舎へ引越し																																												
4月1日	整備後定員での保育開始																																												
今後の方針	今後、法人による工事請負業者の選定、入札、工事請負契約に対して助言、立会を行い、各工事に着手する。工事に際しては、利用者、建設地近隣住民の安全対策を講じて進めていく。																																												

行事実施結果

12月1日～12月25日

青少年課

月 日	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加者
12/1 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
12/1 (日)	青少年の居場所作り	13:30～17:30	保塚地域学習センター	主催	15名
12/4 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
12/8 (日)	あだち日曜教室クリスマスイベント	9:30～16:30	梅島第一小学校体育館	共催	101名
12/8 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
12/8 (日)	中高生の居場所作り (映画作り)	15:00～18:00	ギャラクシティ	主催	10名
12/11 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
12/15 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
12/15 (日)	青少年の居場所作り	13:30～17:30	保塚地域学習センター	主催	20名
12/18 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	16名
12/18 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	7名
12/18 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
12/18 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
12/22 (火)	ジュニアリーダースーパー研修会	13:30～16:30	ギャラクシティ	共催	25名
12/22 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
12/22 (日)	青少年の居場所作り	13:30～17:30	保塚地域学習センター	主催	15名
12/23 (月)	こどもみーていんぐ	13:30～16:30	ギャラクシティ	主催	50名
12/24 (火)	指導者養成事業 (紙芝居)	19:00～21:00	ギャラクシティ	主催	10名
12/25 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
12/25 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名

行 事 実 施 予 定

1 月 6 日～1 月 3 1 日 青少年課

月 日	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加者
1/5 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
1/5 (日)	青少年の居場所作り	13:30～17:30	保塚地域学習センター	主催	15名
1/8 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
1/8 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
1/11 (土)	こどもみーていんぐ	13:30～16:30	ギャラクシティ	主催	50名
1/12 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
1/12 (日)	青少年の居場所作り	13:30～17:30	保塚地域学習センター	主催	15名
1/12 (日)	こどもみーていんぐ	13:30～16:30	ギャラクシティ	主催	50名
1/12 (日)	あだち日曜教室	9:30～16:30	ギャラクシティ	主催	60名
1/15 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
1/15 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
1/19 (日)	ジュニアリーダースーパー研修会	13:30～16:30	ギャラクシティ	主催	30名
1/19 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
1/19 (日)	青少年の居場所作り	13:30～17:30	保塚地域学習センター	主催	15名
1/19 (日)	中高生の居場所作り (映画作り)	15:00～18:00	ギャラクシティ	主催	10名
1/21 (火)	紙芝居講座	19:00～21:00	ギャラクシティ	主催	10名
1/22 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
1/22 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
1/25 (土)	キャンプ講習会	15:00～16:30	梅田地域学習センター 第1学習室	共催	10名
1/26 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
1/26 (日)	青少年の居場所作り	13:30～17:30	保塚地域学習センター	主催	15名
1/29 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
1/29 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名

行 事 実 施 結 果

1 2 月 1 日～1 2 月 3 1 日

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加人数
12/1(日)	足立吹奏楽団第 35 回定期演奏会	14:00～16:00	西新井文化ホール	共催	651 名
12/2. 16 (月)	子ども学講座「子どものことを考える大人の勉強会～子どもの心に触れる～」	10:00～12:00	生涯学習センター	主催	延 55 名
12/4(水)	ふれあいコンサート事前アウトリーチ	13:00～13:00	竹の塚あかしあのだのぞみ	主催	55 名
12/4(水)	体験プログラム ～親子ロープスキッピング体験～	15:30～16:30	綾瀬小学校	主催	53 名
12/4. 11 (水)	コーディネーショントレーニング指導者講習会～フォローアップ編～ (高齢者向けプログラム)	19:00～20:45	生涯学習センター	主催	延 38 名
12/5(木)	体験プログラム ～親子ロープスキッピング体験～	13:30～14:30	扇小学校	主催	75 名
12/6(金)	ブリランテ冬のコンサート みぢかできがるにクリスマスコンサート	18:30～20:30	西新井文化ホール	共催	400 名
12/7(土)	足立ジュニア吹奏楽団クリスマスコンサート in 西新井アリオ	14:30～15:00 16:00～16:30	西新井アリオ	共催	各回 400 名
12/10(火)	体験プログラム ～落語ワークショップ～	14:00～15:00	千寿常東小学校	主催	124 名
12/11(水)	ふれあいコンサート	13:30～14:30	竹の塚あかしあのだのぞみ	主催	35 名
12/16(月)	コーディネーショントレーニング指導者スキルアップ講習会～アドバンス編～ (COT総論の復習とその実践)	19:00～20:45	生涯学習センター	主催	16 名
12/17(火)	放課後子ども教室 新任安全管理講習会	10:00～11:30	綾瀬プルミエ	主催	15 名
12/18(水)	ふれあいコンサート事前アウトリーチ	10:30～11:00	足立区綾瀬福祉園	主催	55 名

12/18(水)	スペシャルおはなし会 ～読み語りキャラバン in 舎人図書館～	15:30～16:10	舎人地域学習センター	主催	56名
12/20(金)	第27回あだちアートリンクカフェ	18:30～20:00	生涯学習センター	主催	43名
12/24(火)	ふれあいコンサート	13:00～14:00	足立区綾瀬福祉園	主催	80名

行 事 実 施 予 定

1 月 9 日～ 2 月 1 2 日

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加予定人数 【定員等】
1/9(木)	体験プログラム ～落語ワークショップ～	10:30～11:30	千寿第八小学校	主催	40名
1/17(金)	放課後子ども教室スキルアップ研修 「Cコース あだちの子どもたち ～子ども支援の現場から～」	10:00～11:30	生涯学習センター	主催	70名
1/17.24(金)	コーディネーショントレーニング指導 者スキルアップ講習会～アドバンス編 ～(幼児へのアプローチ法)	19:00～20:45	生涯学習センター	主催	30名
1/22(水)	放課後子ども教室 新任安全管理講習会	10:00～11:30	生涯学習センター	主催	30名
1/24(金)	放課後子ども教室スキルアップ研修 「Cコース あだちの子どもたち ～子ども支援の現場から～」	10:00～11:30	こども支援センター げんき	主催	90名
1/24(金)	第28回あだちアートリンクカフェ	18:30～20:00	東京芸術センター 会議室	主催	20名
1/30(木)	小学校アウトリーチコンサート	2.3時校	桜花小学校	主催	1年生2クラス 65名
1/31(金)	小学校アウトリーチコンサート	2.3時校	弘道第一小学校	主催	1年生2クラス 65名
2/1(土)	体験プログラム ～パントマイム体験～	10:30～11:30	東綾瀬小学校	主催	50名
2/3(月)	コーディネーショントレーニング指導 者スキルアップ講習会～アドバンス編 ～(小学生へのアプローチ法)	19:00～20:45	生涯学習センター	主催	30名
2/4(火)	体験プログラム ～親子ロープスキッピング体験～	13:30～14:30	弘道小学校	主催	50名
2/5(水)	スペシャルおはなし会 ～読み語りキャラバン in 渚江幼稚園～	15:30～16:10	渚江幼稚園	主催	50名

2/8(土)	キッズなわとびリーダー講習会 VOL.2	9:30~11:30	生涯学習センター	主催	30名
2/12.19.26 (水)	東京未来大学連携講座 暮らしに役立つ心理学シリーズ vol.4 「コミュニケーションの心理学Ⅱ・実践編～心を分かちあうコミュニケーションの仕組み～」	19:00~21:00	生涯学習センター	主催	60名